

382.199  
0559

沖繩  
風俗  
圖會  
院風  
時俗  
增函  
刊報

027296-000-6

382.199-0559

沖繩風俗圖繪

東陽堂／刊

M29

ADJ-0039





沖繩縣人の圖



風俗叢報 沖繩風俗圖繪  
臨時増刊

○論 説

●沖繩の人種と風俗 大田才次郎

南海の中に數多の島嶼あり、其形狀布置虬龍の蜿蜒するか如し、彼れ之を呼ひて琉球といひ、我れ之を名けて沖繩といふ、然り而して嶋人十中の八九、亦自ら琉球と稱せしめて而して沖繩と稱するを見るときは、則ち沖繩を以て本名と爲して可なり、其廣袤百餘里、居民四十萬、盛なりと謂ふべし、而して其人種の淵源を討ねれば、分れて二説となるが如し、一は曰く、此島の南より北を逐ふて開けたるを視れば、則ち其人種は、或はフィリッピン群島より渡來せしものなるべしと、一は曰く、太古の世、我が天孫氏南航して此島に至れるものにして、島人は即ち我が薩摩隼人と同人種あるべしと、夫れ上古遠遼の事、得て致ふ可からざるが如し、然れども島人の古記を按ずれば、則ち曰く、太古草昧の世、一男一女あり、男は志仁禮久、女は阿摩彌姑と名く、歷年既に久しく、天帝子出て、三男二女を生む、長子を天孫氏と稱す、國君の始めなりと、其稱する所の阿摩彌姑は即ち天孫の字訓にして、天御子なるべし、我邦瓊々杵尊以下を天孫と稱し、皇子火照尊を薩摩隼人の祖とす、薩摩人と沖繩人の土音同一なれば其隼人と人種を同ふること蓋し疑ひなし、且つ地理上に於て觀察を下すも、亦歴々微證すべきものあり、我が薩摩より大島沖繩を経て、久米宮古八重山與那國の諸島に至る

までは、凡そ二百四五十里間、一帯の島嶼断ち又連をれり、是を以て西南海を航する者、東北若くは正北の暴風に遭遇する時は、其勢沖繩諸島に漂到せざるを得ず、是れ地勢上に於て然らざるへからざる所なり、夫れ此の如くんば、則ち始めて沖繩を發見して移住するものは、我が大和人種に非ずして誰ぞ、是れ甚た見易きの理なり、是を以て上古は論なく、中古に於ても、此島に來往するもの、蓋し跡を絶たず、保元中源爲朝の至るあり、壽永中平行盛の至るあり、而して或は其遺孤其地に王と爲り、或は其種族其地を分ち領するか如き、事跡の顯明較著なるもの枚舉に遑わらざるなり、獨り歴史上地理上のみならず、更に言語上に就て見よ、今日に於ては、一種の方言の如きに過ぎずと雖も、細かに討究するときは則ち彼の語言は、本邦古言の轉訛せしものなり、今之を分析すれば、其十中の六分は我が古言にして、三分は方言、一分は支那より來るものとす、而して其地名も、官名に、人名に、概ね我と稱呼を同ふせり、其地名に於ては、天孫氏時代に、國內を三分して、國頭といひ、中頭といひ、島尻といふ、又王城を首里といひ、要港を那覇といひ、間切に浦添といひ、大里といへり、其國頭首里那覇は我音讀にして、中頭島尻浦添大里の如きは、一に皆我が和訓ならざるはなし、其官名に於ては親方といひ、物奉行といひ、御鎖備といひ、豊見親といふが如き、一に皆我が和訓ならざるはなし、其人名に於ては、豊見城盛綱といひ、護得久朝常といひ、與那原良傑といふが如き、一に皆我が和訓を

らざるはなし、然らば則ち地名官人名等より日用の言語に至るまで、皆我が古言の轉訛せしものなり、其間々官制稱呼に漢名を附するものあるも、是れ一時彼に對して假稱する所にして、其平常に於ては、一切無用に歸せり、是を以て之を觀れば、則ち沖繩人の我と同一種類たることは敢て多辨を須たざるなり、然るも或は沖繩の人種を以て、支那の人種と同一種なるかを疑ふものあらん、是れ大に其説の舛錯誤謬を責めざるを得ず、夫れ其日常の事爲に就て求めば、或は冠裳被服の彼に摸するものあらん、或は言語風俗の彼に似たるものあらん、然れども是れ隋唐以來彼に來往して、其視る所の風俗、其聽く所の言語、自然感染して而して然るもの、是を以て其全体を掩了せんとするは誤れりと謂はざるべからず、假令其椎輪斧或は葬祭墓所の制の如き、彼に摸倣するものありと雖も、予を以て之を觀るときは、則ち沖繩人は、日本人の頭、之を被ふらしむるに明人の假髮を以てするか如きのみ、一以此假髮を剃けば、則ち其精神肉体より風俗言語まで、我が日本國外別に沖繩あるを見ざるなり、然らば則ち其邦國の成立、民生の起因より、百般の事物情狀に至るまで、皆我が所屬たることは、之を現今に徴し、之を往古に質して、昭々乎として明かなり、復た奚を疑はん、然るに此頃予の訝り且つ怪ざるを得ざるの一事あり、何そや、我が沖繩地理をを編する者はあり、曰く、沖繩始めて我版圖に入ると、沖繩の我版圖たるは上古より固に然り、如何を今日始めて我か版圖に入ると言ふを得ん、始入の二字は、夫れ害を我が版圖上地理上に及ぼす

や大なり、宜しく亟かに删除して、以て沖繩の固より我が版圖たるを指示するべからず、嗚呼苟くも事に鉛槧に従ふ者は其れ之を忽せにすべからざるあり、

### ○雜 說

#### ●沖繩は古來我が版圖たり

山下 重民

世の沖繩を説く者。或は同縣の古來我が版圖なるを解せず。往々支那冊封の事を談し。明治の復古を以て奇功を奏したるが如くに考ふる者あり。蒙も亦甚し。畢竟其歴史を討ねず。其の事實を數かにせざるの致す所なり。嗚呼我が版圖と爲せしは。何の時に在る乎。彼の封冊を送りしは。何の年に在る乎。其の間の關係は如何。一たひ其の沿革を知るを得ば。則ち其の蒙を啓くに於て餘りあり。今や彼我交渉の事あるべきの道理なし。何ぞ故らに之を説くを要せん。然れども版圖の沿革は正さるべからず。

列聖の遺澤は忘るべからず。蒙士の爲めに辨を費す。未だ以て益なしとせず。是に於て其の事實を歴叙し。上は以て皇化の浹洽を示し。下は以て寸丹の微忠を表す。蓋し古來我が版圖たるを知らば則ち風俗言語の由來する所亦知るを得べしといふ。沖繩の地誰か先づ開きしや。太古の事固より明瞭に爲す能はざるも。上記には泡波限國明命及び類波限齊家主命此の島を開かせ給ひ。其の御子泡波限國知命、北佐奈姬命止りて。國の幸を守りませる神と成らせ給ひしよしを記し。二波限國とあり。此

の書は確信すべき者にはあらねど。彼の國に於て撰述せる中山世譜等に其の國祖を天孫氏と記せるに對照するに。自ら關係あるに似たり。天孫の二字は。國史を讀む者の熟知する所にして。先づ瓊瓊杵尊の類にやと思ふの念慮は何人の心中にも生するなり。されば日本紀通證にも所謂天孫之稱似出於我而未詳其世系といへり、且つ球陽にも其の始祖を志仁禮久、阿麻禮始とあり。其の名の皇國語の如くあるを見れば。我より之を開きしことは明かなりといふべし。而して沖繩に關する太古の事は。此の外別に徴すべき者なし。

紀に據れば推古天皇十六年夏四月。小野臣妹子唐より還る。附は進言の。秋九月復た小野妹子を大使とし。吉士稚成を小使とし。鞍作福利を通事として。唐客に副へ。唐に遣はすとあり。當時我が隋國と往來せしは明かなり。文獻通考琉球國の部に記して云ふ。隋大業元年。海師河蠻等云。每春秋二時。天清風靜。東望依稀似有煙霧之氣。亦不知幾千里。楊帝令羽騎尉朱寬入海訪異俗。得河蠻言。遂與蠻俱往。同到流球國。言語不通。掠一人而反。明年命寬慰撫之。不從。寬取其布甲而歸。時倭國使來朝見之曰。此夷邪久國人所用。かく彼か我が使者の言を採りて。其の史に載するを見れば。沖繩の我に通するに困るか。越二十四年に至り。三月掖玖人三日歸化。五月夜句人七口來。七月亦掖玖人二十口來とあり。邪久、掖玖、夜句古音皆通す。即ち沖繩なり。沖繩の朝獻蓋し此に始る。文武天皇二年夏四月。文忌寸博士等八人を南島に遣し。國を覓めしむ。因て戎器を給ふ。南島の稱始てこゝに見ゆ。三年秋七月

多嶽、掖玖、奄美、阿波、度感、等博士に從ひ來り方物を貢す。仍て位を授け祿を賜ふと差あり。八月南島の貢物を伊勢太神

宮及び諸社に獻す。想ふに此の時風國の名分確立したればこそ。大神宮に其の貢物を獻し。之を告げ奉りしなるべし。天平勝寶五年冬。遣唐大使藤原清河、副使大伴古原、吉備眞備、皆僧監眞等と船を同くして還る。洋中風に遭ひ。漂ふて阿兒奈波島に至り。風を待と十餘日。南風を得て發す。阿兒奈波は沖繩なり。通す。沖繩の稱始てこゝに見ゆ。國語洋中を沖といふ。此の國の地形東西に狭く南北に長く。遙かに之を望むに。恰も洋中に繩を浮へたるが如し。故に名く。細く長者を繩と云ふべし。此の國の例は。海濱を沖津奈波乃里。尊を奴奈波蛇を久知奈波と稱する等尚ほ多し。然らば沖繩の稱は。此の天平勝寶以前より我より名けしを知るべし。按するに書紀に掖玖、多彌と書する者は。海路由る所の島名を以て概して諸島に蒙らせし者にして。猶ほ北越諸國を越の國と稱せしがごとし。人を遣し島名を記するも及ひ。概稱して南島といふ。而して沖繩は實に其の中に在り。後ち永萬元年。源爲朝伊豆の大島より船を發し。行々諸島を畧し沖繩に至る。國人其の威武に服す。遂に大里掖玖の妹。娶り。仁安元年尊教を生む。即ち舜天なり。爲朝去るの後文治三年立て王と爲る。中山世譜等に之を簡記し。世人の遍く知る所なり。且つ中山世譜に。其の始祖天孫氏を載せ。相傳凡二十五世紀とありて。其の間名字傳はらず。直ちに承るに舜天王を以てす。乃ち知る舜天王よりして。文學等の開けしことを中山世譜に載せ。舜王時始創。而して爲朝は流竄の身なれば。務めて其の蹤跡を晦まし。内地と消息を絶てり。子孫臣民其の意を奉せしより。自然と疎濶に歸せり。正應四年。元平當時成名世界を歴したる元主忽必烈。揚祥等に命し。詔書を齎らして來り招諭せしむ。言語の通せざるより。遂に關争に及び。命を達する能はずして還る。永仁五年元主鐵木耳。福建の都鎮撫張清、新軍萬戶張進に命し

又來り招諭すは、國民意氣の盛るるを以て徴す。正和三年内亂あり、國分て中山、山南、山北の三となり。攻戰息ます。諸島貢船を絶つ。文中元年、明主朱元璋之を構として行人揚載に命じ、奈り論さしむ。山南王察度果して之に應ぜり。弘和三年、明主の論に因り、三王相和す。乃ち諸島に分封し。總稱して琉球國といふ。按するに、隋書に流求と書し、新唐書に流鬼とし、宋史は隋に依りて流求と記し、元書に瑠求に作り、世法錄に流虬とす。此の如く一定せざるを見れば、恐らくは我が史に書せる那久の音を轉訛して唱へし者ならむか。彼の朱寛か地形を見しに、龍龍の水中に浮ぶが如し。故に名くと。世鑑などにあれども、其本根なる隋書に流求とあれば、其の説信すべからざるなり。此の時、當りてや。我内地は宮方京方と兩朝に分れ、争亂未だ絶ず。宮方は後龜山天皇。京方は後小松天皇の御宇とす。其の制裁の屬島に及ぶに暇なかりしは論なきなり。嘉吉元年、足利義教、高津忠國、か叛人義照を誅するの功を賞し。此の國を加賜す。蓋し此の舉や、義教彼の不遜を察し、島津氏をして之を管督せしめ復古せむとするに在り。是に於て彼大に怖れ、屢々朝貢したること。室町紀畧、公私雜錄に見ゆ。齋藤親基日記に、當御代六箇度とあるにても知るへし。寶徳三年に至りては、國王尙金福使を京師に遣し、神道を尊信し、天照大神の宮を、康正二年には尙泰久八幡宮熊野の宮を建つ。其の漸く我に服化せるを徴するに足る。豊臣秀吉の海内を統一するに及ひ、天正十七年、尙表文を呈し、其の土宜を獻す。征韓伐明の軍起るに方り、命じて糧食を輸せしむ。督促甚に嚴なるを以て、疑て薩摩の暴令と爲し、是より奉承の意を失す。慶長十一年、島津家久前將軍徳川家康に伏見城に謁し、請ふて曰く、沖繩は祖宗以來毎歲入貢せり。然るに近年使聘を絶つ。屢々諭すれども來らず。願くは之を征討せむ。家康之を許す。十四年

すれども來らず。願くは之を征討せむ。家康之を許す。十四年二月、樺山久高を以て大將とし、平田増宗を副將とし、三千人を率ひ、之を討つ忽ちにして破り、尙寧及び具志頭按司三司官等を俘獲し、盡く其の地を平定す。六月十七日、尙寧等鹿島に來り、叩頭罪を謝す。家久其の臣上井里兼河某をして土地を検し、經界を正さしむ。十五年、里兼等還り、檢地帳を呈す。乃ち大島、徳之島、喜界、沖永良部、與論の五島を以て尙寧の直轄と爲し、沖繩所管の地を八萬八千零八十六石と定め、草高一石に、粗米九升二合を課す。八月尙寧駿府に於て前將軍に、江戸に於て將軍に拜謁す。乃ち赦して國に就かしむ。尙寧大に喜ぶ。九月條約十五條を定む。其の一條に藩に告すして明國に通すべからざるあり。又誓書三章を呈す。是れ最も刮目すべき者とす。第一章に曰く、琉球は古より薩摩の附庸たり。君公の承襲ことに紋綽を儀して慶弔し、方物を貢す。豐太閤の時定て薩摩は隸し、徭役を輸さしむ。南溟の遐陬、悉く輸すことあたはず。舊章を忽忘し、坐ながら其期を愆ち、自ら禍階を啓く。是に由り問罪の師を受け、臣主驚駭罪を謝するに辭なく。流離開闢、貴邦に檣接し、孤島の籠中に在るが如し。既に歸情を絶つ。豈生還を圖らむ。今君公仁恕、亡國の主臣を愍み、斯く恩寵を垂れ、獨り故國に歸るを許さるゝのみならず、多く諸島を割き、永く之を管領せしむ。再造の恩何の日か之を忘む。永世薩摩に隸し、惟命に是従ひ、敢て貳あること無らむ。第二章に曰く、今呈する所の誓詞本を裁し、子孫に傳へ。世々遺忘すること無らしむ。第三章に曰く、凡授けらるゝ所の制令、逐條遵守し。敢て違犯せず若し負くことあらば、神明之を罰せむ。

是に於て乎。名分確立亦動すべからず。明國之を聞き、大に恐怖する所あり、浙江の總兵楊崇業奏して云く、

るを許さず。因て彼の首長を闕下へ招致し、不臣の罪を誣責し。云々と。其の措置の嚴肅なる知るべし。九月尙泰伊江王子を正使とし、宜野灣親方を副使として、東京に入朝し。

日本以、勅兵三千人、入琉球、執中山王、遷其宗器、宜勅海。自立。雖受中國封冊、而亦臣服於倭。彼に於て明かに其の虛封たるを證せり。元和二年六月、明國の商船薩摩の坊の津よ來る。是れより年々來港す。寛永五年三月、薩摩藩駐在の官廨を、那霸の西村に建つ。正保三年、島津光久、明國の亂を聞き、沖繩明國と交通するの處分を幕府に請ふ。松平信綱等連署命を傳へて曰く、二國の交通する故の如くにして、其の爲す所に任せよと。其の清朝と變せし際も、亦此と同一の指令たり。是れ幕府の政略にして、支那との貿易に害なからむを要せしに外ならずと雖も、斷然たる處置なかりしを以て、彼が他日容隊の寸地を遺せり。明治の聖世に至り、四年改て鹿兒島縣の管下に屬す。五年五月大藏省より建議して、斷然たる處置に及ぶべきを論せり。其の意云く、中興の始祖舜天源爲朝の子と云説は姑く措き、島津家に服従以來、朝貢の禮を修て恭順の誠を表し、歴世懈ざるのみならず、其の言語風俗官制地名の相類似せる、總て我が光被中に在り、殊に其の地勢を視るに、薩の南岬と相距る僅に數十里、豆の無人、八丈、蝦夷の薩加連に比すれば、内地に接近する大徑庭なし。故に彼國は我が殘山の南海中に起伏する者にして、一方の要衝、譬へは手足の頭目に於るが如く、運爲の職を盡し、捍衛の用に供すべきは、論を俟たず。但從前支那の正朔を奉し、封冊を受けしを聞く、而して我よりは携貳の罪を糾さす。曖昧を以て數百年を経過するも、君臣の大義より論すれば、我に於て涵容するも、彼に在ては人臣の節を守り毫も悖戾の行あるべからず。况や百度維新の今日に至ては、之を措闔す

陸下の親政を賀し。表文を奉る。十四日尙泰を藩王に封し。華族に列し。廿九日邸宅を賜與す。是に於て版圖確定し。復古の舉を遂るを得たり。而して清國遂に争ふを得ずして止みぬ。七年には台灣蕃地征討の偉業あり。藩民遭害の復讐を爲し、益々萬國に我版圖たるの確證を播けり。後ら藩を廢して縣と爲し。殆ど内地同一の制に歸したるは、人の皆知る所なり。以上沖繩に關せし沿革の大體とす。抑支那に於て云々する所の者は、封冊の一事に過ぎず。然れども、我に於て彼の嬰封を許すの際は、必ず謝恩使を江戸に發せり。正朔も亦我に對しては必ず我の正朔を明記せり。畢竟彼の封冊は、虛文のみ。我に於て何かあらむ。只一笑に付して可なり。

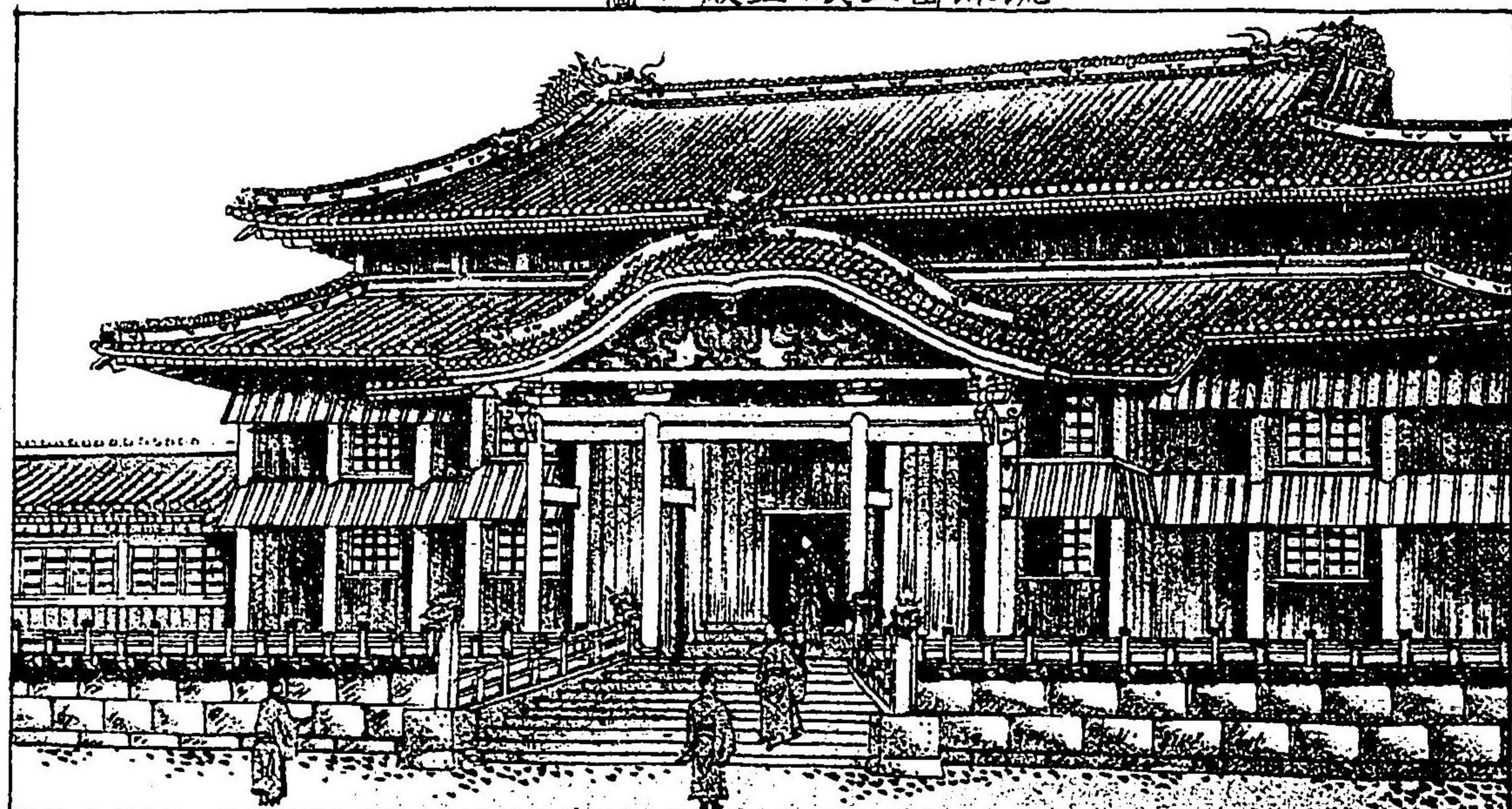
○記事

●沖繩風俗談

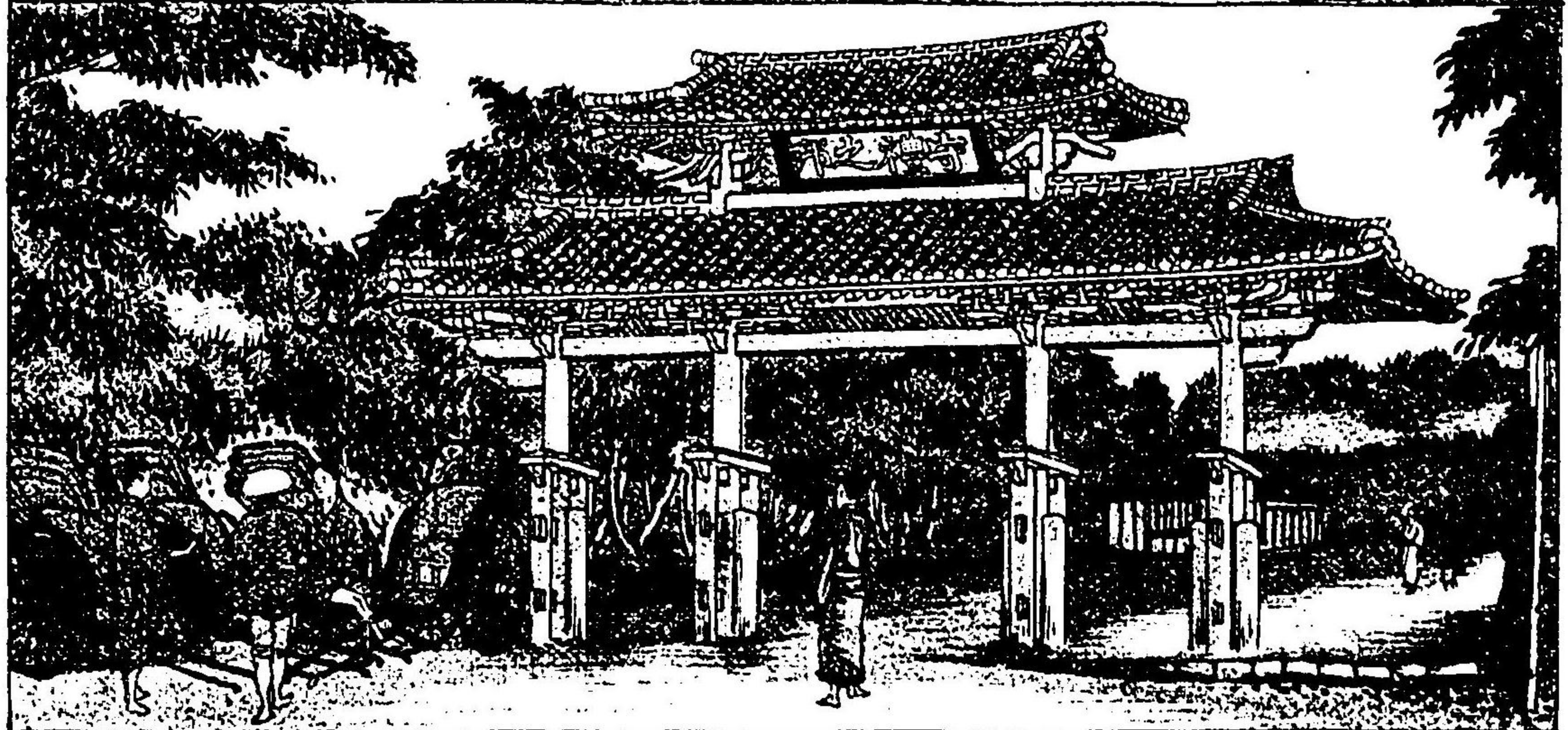
多稼の屋

此風俗談は沖繩誌琉球談其他の諸書に據りて取調べたるものにして加ふるに多年彼地へ官命を帯びて赴任滞在しつゝありし森長義氏に就て親しく其見聞する所を叩き幾度か補綴修正したるものなれば、殊に其誤謬なきを信す。然らば則ち此稿を草するや同氏の力預りて多きに居る是れ同氏に向ひて大に之を謝せざるを得ず。尙同氏は常に彼國史籍の整頓せざるを嘆じ、此頃昔く彼我の書類に亘りて類聚編纂する所ありと云ふ大方の諸君子請ふ他日其書の出づるを待て

琉球國王城正殿の圖



同國王城內郭の圖



同國王城正門の圖

○儀式

正月元日藩王以下天拜畢りて王子按司三司官諸臣藩王に謁す○  
 二日藩王先王先妃の廟に詣る王子以下諸官も亦參拜す○七日  
 諸官上城して佳節を祝す此日祝部僧侶も亦上城○十一日僧侶  
 に命じ國家安全を祈らしむ○十五日諸士上城して藩王に謁す  
 ○吉日を擇み藩王神社佛閣に詣り國家安全を祈る  
 二月上丁の日孔廟を祭り上戊の日國廟を祭る○吉日を擇み僧侶  
 に命じ諸般の海上安全を祈らしむ○春分各家の廟を祭る  
 三月三日上巳の祝儀あり諸官上城  
 四月一日更衣諸官上城○八日灌佛會○吉日を擇み田畔の草を拂  
 ひ豊年祈の式あり  
 五月五日端午の祝儀あり諸官上城○是日那覇港内に於て競渡あり  
 那覇八米村泊村の三所より舟各一隻(長七尺許)を出す一舟  
 三十四五人を載す那覇は我裝を爲し八米村は清國裝泊村は沖  
 繩裝を爲し舟一人旗を掲げて舟頭も立ち一人鏡一人太鼓を  
 打つ餘は左右に排列して楫を揺らす遙かに望めば鼓の水中に  
 游泳するか如し午前十一時より午後三時に至り港中を往來し  
 運送を争ひ隙を窺ふて衝突し他舟を覆へす疾くして且つ覆す  
 者を以て勝とす御物城(港内の島名)に假閣を設け藩王及び世子  
 來り觀る都鄙老稚觀る者水陸に充満す○吉日を擇み藩王神社  
 佛閣に詣り國家安全を祈る  
 六月吉日を擇み城中に於て稻穗祭あり○是月那覇に於て綱引の  
 戲を行ひ以て秋成を祝す午前十一時より始まる三所の(鼓樓の  
 娼妓一様の裝をなし手に花枝を持ち二行に排列し歌舞して行  
 く繼て那覇四村及び八米村より種々の物狀を模造し之を竿頭  
 に掲置し鏡太鼓を節和し隊を分ち那覇街上を巡行す畢りて在  
 勤公館下於て東村西村の壯丁東西に分れ大綱(長六七十間を  
 廻り九尺強)

幸く奮争數刻勝つ者聲を揚げ負る者を逐ふんと三四町沖繩の  
 第一壯觀なり街頭左右に假閣を列ね男女群集立踞の地なし  
 七月十三日より十五日まで各家祖宗の靈を祭る○十四日藩王先  
 王先妃の廟に詣る王子以下諸官も亦參拜す  
 八月上丁の日孔廟を祭り上戊の日國廟を祭る○秋分各家の祖廟  
 を祭る  
 九月九日重陽の祝儀あり諸官上城○吉日を擇み藩王普天間宮に  
 詣る  
 十月一日更衣諸官上城  
 十一月冬至藩王天拜畢り王子以下の諸官藩王に謁す  
 十二月八日僧侶に命じ國家安全を祈らしむ○二十七日歳暮の祝  
 儀あり祝部僧侶上城○除夜賀歳の餅を供備す

○制度

國內の人民を十一等に區別す王子、按司、親方、親雲上、里之  
 子親雲上、筑登之親雲上、里之子、若里之子、筑登之、筑登之  
 座敷、仁屋、是なり王子は王弟王叔にして按司は王弟王叔の子  
 なり故に藩藩時按司は士族の班にあらす邦人之を稱して大名と  
 いへり親方は上士にして親雲上と里之子親雲上は中士なり筑登  
 之親雲上、里之子、若里之子、筑登之、筑登之座敷は上士中士  
 の子弟と下士として仁屋は平民の稱なり又士族を九品に區別し  
 各位帽簪衣帶の制を定む上士より拔擢して三司官に任じ功勞あ  
 る者を正從一品とし以下位を授くる各差あり平民は數年地頭  
 の家に勤め又は間切村の公務に従事し功を積み始めて筑登之に  
 昇り大功を奏する者は筑登之親雲上に進め品位を授けしも士族  
 の班に列するまでを禁じ短掛を服し職を踏むことを許さず置縣  
 後其制を廢して藩王王子を華族とし按司以下は皆士族とし平民  
 束縛の禁を解くと雖も尙謹みて舊法を守り短掛を服し職を踏む

ものなし

流球談といへる書に詳かに官位并に冠服の事を記して云ふ位は  
一品より九品まであり勿論正従の別あり王の子弟を王子と稱す  
正一領主を按司と稱す正一天曹司、地曹司、人曹司とて國家の政  
事を司る大臣を三司官親方と稱す正一夫より以下の大臣を親方  
と稱す正二親雲上と稱するものは武官あり正三品より七里之子と稱  
するは扈從の少童なり八筑登之と稱するは九品なり  
國王は鳥紗帽に朱き紐、龍頭の簪、雲龍の紋ある袍を着し犀  
角白玉の帯を用ふ何れも明朝の制なり一品以下帽八等、簪四等、  
帶四等あり其荒増は一品は金の簪、彩織緞の帽、錦の帶、緞色  
の袍を着す江月へ來聘する使臣は一品は金の簪、從二品は、  
は銀なり、紫綾の帽、龍蟠の紋ある黄なる帶、功ある者は深青色の  
袍を着す、三品は、銀の簪、黄なる綾の帽、帶袍ともに二品に  
同じ四品は龍蟠の紋を織たる紅の帶簪帽袍、三品に同じ五品は、  
雜色、花帶、其外は三品に同じ、六品七品は、黄なる絹の帽、  
簪と袍とは三品に同じく、帶は五品と同一、八品九品は、大紅  
縹紗の帽、其他は七品に同じ、雜職は、紅絹の帽、其他は七品  
に同じ、銅の簪、紅布の帽、或は紅布の帽子を蒙るは里長保長  
さどあり、青布の帽を蒙るは百姓頭目なり

○度量衡

度量衡の三品は皆内地製を用ひ量は京制に倣ひ舊藩廳に於て製  
造烙印して下附し度量衡二器は人民をして内地製を購求せしめ且  
つ衡は清國製をも用ふるまを許可せしが置縣後清國製を用ふ  
ることを禁せり

○文學

各所の學校皆程朱派にして孔孟の道を講ず首里久米村に孔廟あり  
り國學校は王子以下士族の子弟十八九歳以上の者入學す學則略

備はれり平等學校、論議學校は門閥及士族十七八歳以下の者入  
學し村學校は士族平民六七歳以上の者入學す久米村は邦訓漢音  
を兼學ぶ長するに及び清國の交際、關し通辨の事を司るが爲な  
り文字は伊呂波の四十八字を用ふ官府俗問の日用牒簿書札悉皆  
我と同じく皆一筆啓上の文体なり  
漢文を作り詩を誦する者ありと雖も久米村人の外僅々數ふべ  
し和歌を嗜む者多く毎月歌會を設け甲乙を闘はす頗る聲調を得  
る者あり

書學は門閥の子弟及び久米村の人は古法帖を習ひ清音を以て讀  
書す其餘の人は官吏と雖も總て我が御家流を習ひ大橋玉置様を  
尊び讀書も亦我と同じく轉倒句讀を用ふ  
書は狩野派と清國の俗書とを模倣して自ら一家の風を爲せり  
前にも言へる如く士林の學風は程朱派にして尤も小學を重んじ  
居家日常内外の人事唯一部の小學をもて修濟すべく思ひ倫理是  
れ重んじ儉樸風を爲せりすべて經義講究の外は詩賦の稽古を爲  
すまでにて内外の歴史に涉獵し古今の得失を議する如きは無  
用とせり且つ論客輩出しては小邦の治め方面倒ありと考へた  
るにて官の文庫にも左國史漢書治通鑑等あるのみにして古今を  
徴すべき内外の史籍に缺乏せり今や各開切各島に小學校の設け  
あり首里中學校、那覇に師範學校ありて大に漢學の進歩を一變  
したり

○神社及び神官

神祠は郷社村社の二稱にして波の上神社、那覇郡神祠、沖神社、同村  
開得大君神社、首里中學校、普天満神社、天久神社、同村、同村、同村  
識名神社、識名村、八幡神社、同安里村、天久神社、同天久村の八祠を郷社  
とす波の上神社は伊弉册尊を祈り沖神社、普天満神社、未吉神  
社、識名神社、八幡神社は皆伊弉册尊、速玉男命、事解男命を



配祀し開得大君神社は御スチ御ヒバチ辨財天女を合祭せり傳へ云ふ御スチは開國の始祖天帝子にして御ヒバチは其女君々ありと然れども徵すへき舊記なきを以て確信し難し此八社は祠堂祠地及び附屬の山林に至るまで皆官有たり故に舊藩時より社祿を給與し建築修繕費を支給し神職の任免黜陟を許せり開得大君神社は尙氏の請願に因り明治十七年其私社とす村社は按司地頭火の神、總地頭火の神、脇地頭火の神、夫地頭火の神、掟火の神、佐草火の神、阿應理惠火の神、供のかね火の神、ノ、火の神、勢頭火の神、君南風火の神、根神等なり毎村一二社或は四五社あり祠堂は粗造なる茅茨の土間又は卑低なる石室にして中央に小石數箇を安置し神位とす舊藩時諸地頭の進香せし所と村吏村巫の行香所なるを以て其官名職名を冒したる神號として諸の火の神は何神を祀りたるや老祝巫姫も之を知るものなし又毎村御岳と稱する人民の行香所あり士民四時其森林内の樹根若くは大巖の下に香花酒饌を供し三拜九拜して福壽圓滿を祈ると雖も岳神は木靈なるや石靈なるや亦詳ならず

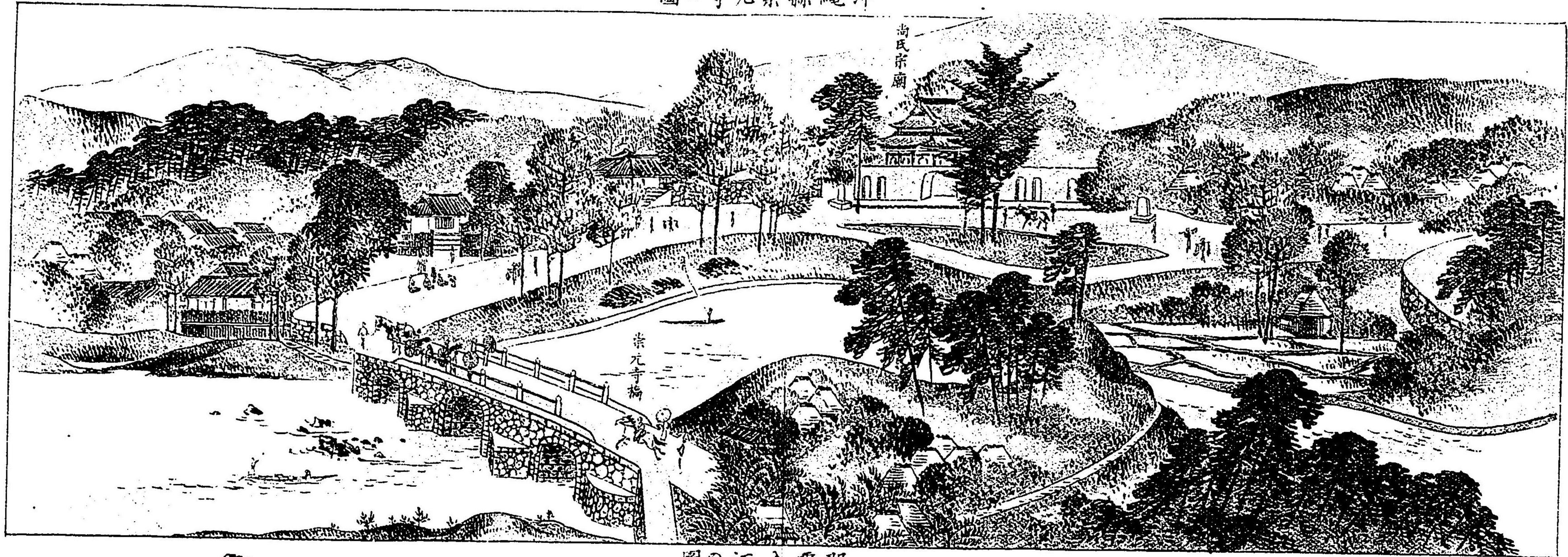
官社の祠官を大夫と云ひ祝部と云ふ之に隸する權祝部、内侍、宮童等あり大夫は波の上神社の祠官として七社開得大君神、神職の總理たり祝部以下の神職を指揮し各官社の祭典を舉行することを掌る祝部は大夫に亞く一社の祠官にして其社に屬する内侍宮童を指揮し例祭を執行するを掌る開得大君神社の師巫を聞得大君加那志といふ舊藩主の實母祖母伯叔母の寡婦を以て之に任す附屬する所の巫女を司雲井按司といひ首里大阿母志良禮と云ひ儀保大阿母志良禮といひ眞壁大阿母志良禮といふ司雲井按司は按司の實母祖母伯叔母の寡婦三大阿母志良禮は上士中士の實母祖母伯叔母の寡婦を以て之を任す皆開得大君の指揮を受け尙氏の祭典首里各村の祭祀を執行することを掌る村巫に名稱多

しノロクモイ、阿母加那志、ニガヤダ阿母、掟阿母、掟神、勢頭神、神歌、根神、君南風と云ふ又之に屬する巫女に種々の名稱あり皆多少の口糧を給して間切村諸火の神の祭事を掌らしむ村巫死すれば其血屬の處女を以て後職とするの慣例あり

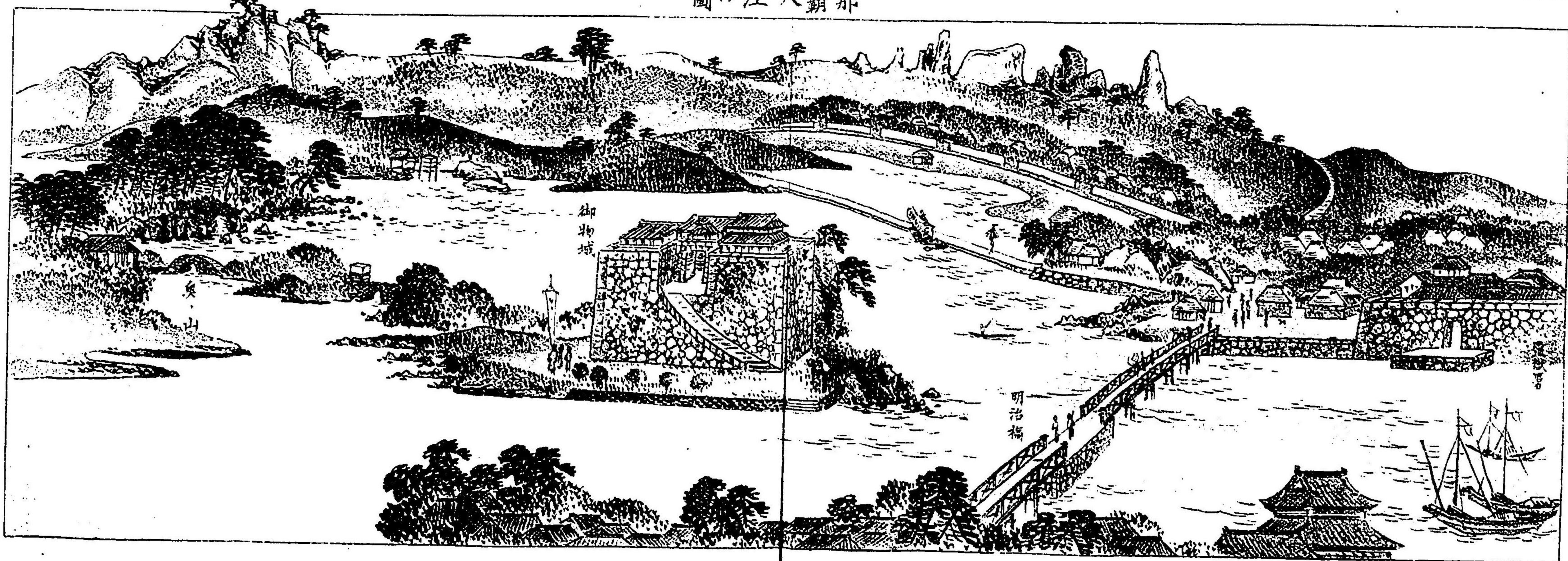
○寺院及僧侶

佛寺は臨濟真言の二宗にして京都府妙心寺鹿兒島縣大乘院の末派なり文永年間一僧名は禪監といふもの小舟に駕して漂着せり島主英祖浦添城の西に寺院を創建して住僧とす琉球國佛寺の始めなり尙氏は巴志に至り前谷に移營して大徳寺一名は嶺と名づけ香華寺とす即ち中頭浦添間切龍福寺是れあり臨濟宗は圓覺寺首里宮城村にあり天王寺同上眞沙價終庵同上天界寺首里宮城村にあり安國寺同慈眼院同上崇元寺同天界寺同伊江島津那盆を奉 祥雲寺宮古島砂川間切四里寺村にあり桃林寺同及以龍福寺文島の十一寺あり圓覺、天王、天界、安國、慈眼、價終、崇元、龍福、照太の九寺は舊藩時より寺祿を給與し佛殿僧房敷地より附屬の田圃山林に至るまで皆官有にして官より住職の任免を許否し佛堂寺門僧舎の破壊を修繕せり祥雲桃林の二寺は公寺にして住職の任免は官より之を許否し佛堂僧舎の修繕寺僧の口糧は宮古八重山二島の人民より支辨す圓覺、天王、天界、崇元、龍福、五寺は舊藩主歴代の香華處あるを以て其請願に因り明治十七年尙氏の私寺とす又脇寺と稱する禪僧の私寺二十二寺あり本寺の住職之を營みて退隱し或は舊藩主の寄附に係る者あり故に廢寺するも官に報せず其住職は所有僧の弟子に讓るを通例とす眞言宗は護國寺那覇若狭町村にあり臨海寺同神應寺同眞和志間切名村神徳寺同不動寺同聖現寺同遍照寺同四原間切末吉村にあり觀音寺宜野間間切普天間村にあり觀音寺金武間切金武村にあり觀音寺八寺として皆官寺たり又脇寺八寺あり廢置及び住職の任免は臨濟宗に同じ

沖繩縣崇元寺の圖



那霸入江の圖



僧侶は轉位僧、灌頂僧、平僧の三種なり臨濟、眞言二宗ともに内地の本山に至り數年坐禪密法を勤學し住職免狀を得たるものを轉位僧灌頂僧とし本山の免狀を受けざるものを平僧とす轉位僧、灌頂僧は法類に缺員あれば直ちに本寺の住職とあることを得臨濟の平僧は圓覺寺天王寺の役僧を勤め眞言の平僧は護國寺の知事を務め其勤功と學力とを試檢して住職となすの慣例なり各寺皆一定の檀越ある寺祿あるを以て本尊祖師の法會をなし或は人民を集めて説教し賽錢及び燈明蠟燭料等を乞ふの弊習なし士民葬式の如きは禪僧に關する者あり眞言僧に託する者ありと雖も葬式を依頼するのみにして累七齋より儒道類似の祭祀をなし墓前に火酒牛豚魚肉を供し親戚故舊相集り號哭して吊祭するを例とせり僧侶の衣は朱黄色を着す袈裟の外に一衣を服す其制背心の如し斷俗と名く帽子は清人の笠帽の如し氈を以て作るとし

○冠儀

男子は十二三歳に至り久米村人は十五嘉月合辰を卜し片髪を結ばしむ其日冠者禮服にて烏帽子親の酌を取替へ祖先の靈位を拜禮久米村人は孔子廟並し濟みて酒宴を開き親類朋輩を招き祝儀を爲すを例とす

○婚姻

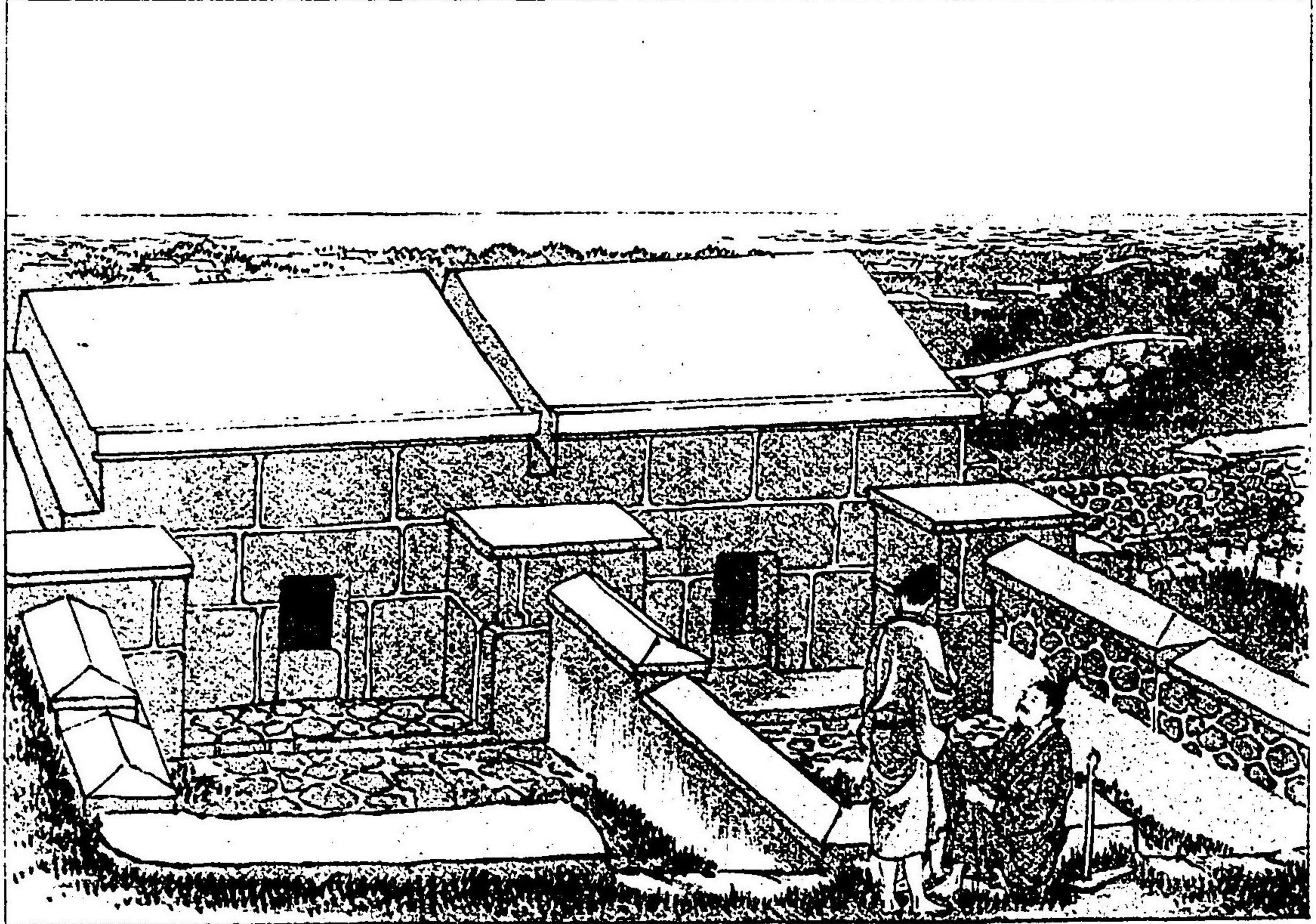
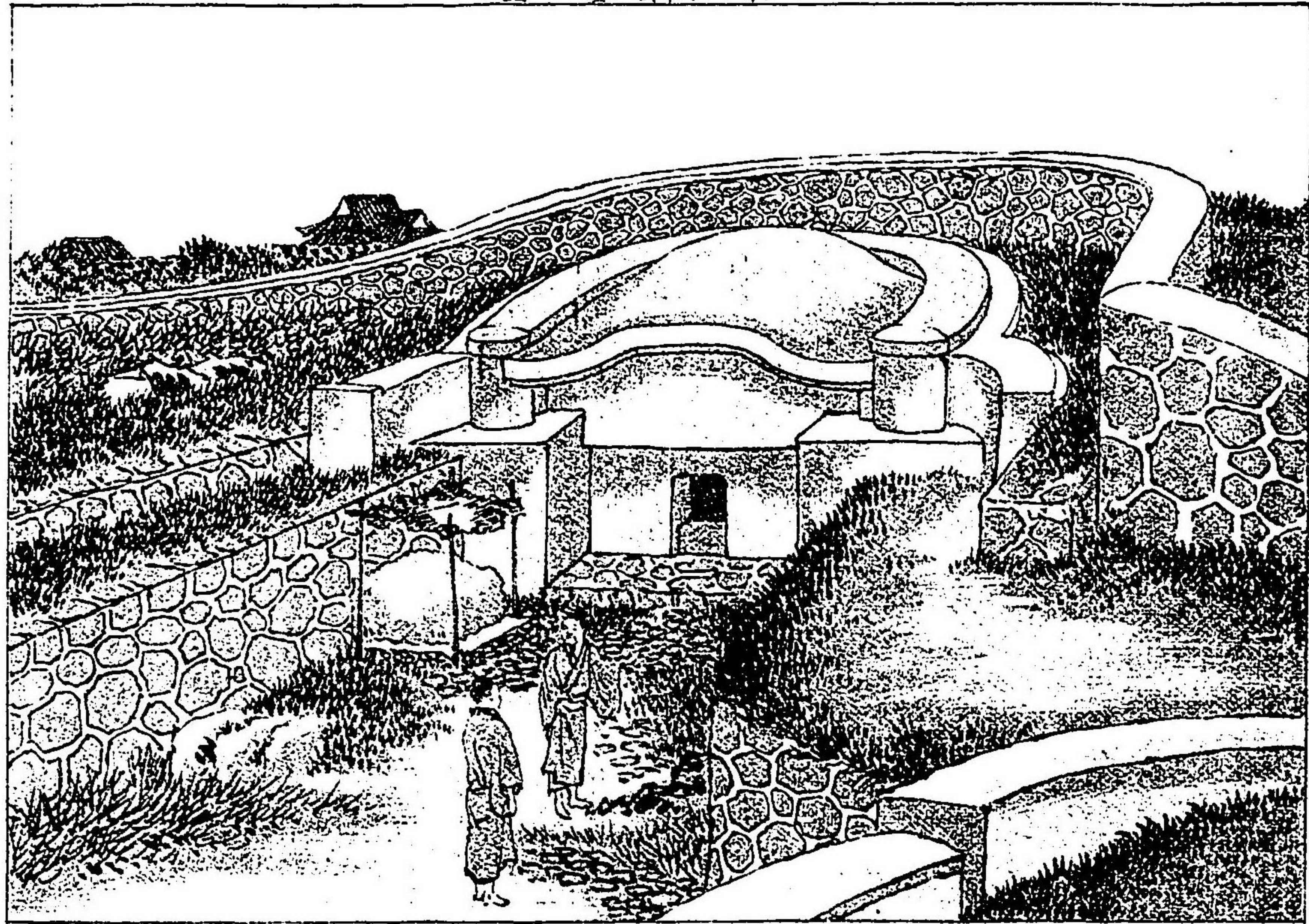
婚禮に異式の慣習あり新夫親迎の途上は家々老幼男女皆門戸に出で或は石垣に登りて大罵詈訕又少年輩は杵柄竹を繼て竹馬とかし新夫を乗せ竿頭に破壊せる傘を張りて新夫を掩ひ里中を往來し鼓を打ち鏡を鳴らして嘲弄す其風習の濫觴を聞くに此嘲弄罵詈訕に懲らしめ朕離再婚を戒むる手段なりと平民は貧富に依り五六圓乃至三十圓餘の金を結納として女の家に贈らざれば婦となるものなし親迎途上の嘲弄罵詈訕は士族よりも甚たし

と云ふ

婚禮は大抵一村内にて行ひ男女相愛すれば則ち配偶となるの風習あり而して婦人は再嫁するを以て耻となせり嫁娶の禮貴戚官吏は自ら伉儷の聘あり民家は米一俵、錢二貫文を以て聘物とす兒を生めば古へは胎毛を剃らざりしが近頃は二三歳まで剃るとし一り男子四五歳若くは六七歳に至れば其父母は婦たるべき者を撰ひ媒を以て該父母へ縁組の約を遂げて吉日を卜し聘物を持たせ婦家へ往て謝禮し婚禮の期十八九歳を通過せしめ或は十五六歳に臨みて更に吉辰を撰ひ聘物を中等以上は米一俵並金一圓或は六十錢を例とす下り備へて婦家に送る當日新智朝衣冠大禮を穿ち婦家へ出づ名附一婦家より途中へ竹馬を備へて新智を之れに乗せ金鼓を鳴らして迎ふ

馬乗せの説二つあり一は其婚姻の明々たるを郷里に廣むると一は耻辱を興へて再娶を戒むるとあり(或人曰く昔し某の按司數々娶り數々離別す時の執政數々之を諫むれども聽かず因て一策を設け密かに近傍の兒童に命じ其婿入の時待ち婿儀を祝すると稱し強て竹馬に乘らしめ破傘を蓋ひ鼓を鳴らして之を送り大に再娶を誡めたり此事遂に離別を防ぐの吉例となり上下一般之を行ふに至りしと云ふ但し沖繩の俗女子は一度離別せらるゝときは再嫁するもの殆んど稀なり婦家は其翌日に翌列の相伴を置き充分禮應あり翌男姑の酌を取爲替等濟みて歸宅す夜に至り夫家より親迎として媒阿媽其他親類僕從行列數十人婦家に至り其式並馳走相濟み新婦を迎へ出づ婦家より同斷媒並に阿媽親類僕從一所に送來る新婦途中朝衣を穿り其而を擁護す新婦の粧奩左の如し

沖繩縣士族墳墓の圖



同上平民墳墓の圖

梳匣蚊帳蒲團席櫃家に限る中等以下は懸分の器用な風呂敷に包む  
夫婦水盛合の禮式を舉行し新婦姑の酌を取替濟みて自家へ戻り  
翌々日晩夫家へ来る新婦は右の式終りて翌々日まで遊廓或は別  
荘杯へ宿泊し朋輩を招き酒宴を張り四日目に歸宅す  
斯く婦は常夜自家へ戻り夫は三日間外宿するは甚だ大禮を欠け  
るに似たれども是れ新婦に嫉妬心なからしめんとの意より出で  
たるものなるべしと云ふ

○葬儀

父母死すれば即ち哀を揚げ哭泣し亡者沐浴結髮衣裝を着させ蚊  
帳を張り又外に幕を垂れて裡面を擁蔽し僧侶をして鉦を打たし  
め葬送の時僧侶讀經引導し子孫並親類皆途中號泣 女人は帯を以て  
へなし 村中其他知人都て相弔ひ一同墓所に到りて四十九日  
まで墓所に小屋を掛け番人を置き子孫朝晩兩度參拜して 號哭  
し毎七日別段の手向を供して祭る

○祭儀

一周年忌三年七年十三年廿五年卅三年四忌には神位に靈供を備  
へて僧を請ひ讀經勤行せしめ子孫拜禮す  
久米村人は儒家の禮を以て親ら之を執行す近年那覇にも十中  
の八九は僧を用ひす

○墳墓

墓地及び埋葬の風は一種異様の制なり而して上は王貴人より下  
は士庶人に至るまで墓の構造を同ふす人死すれば屍を長方形の  
臥棺に納め之を石室中に安置し三年を経て其骨を泡盛にて洗ひ  
土器方百ズイに入れ更よ之を墳墓中に在りて藏む墓地定制  
り士族は方十二間庶人は方六間あり之を造る必ず丘陵の岩石に  
據り前は平面にして横に奥へ鑿ち石室とす宛かも他府縣の石庫  
に似たり遙かに之を望めば白壁を塗りたる倉庫の看あり負極ま

れば墓地を賣る庶民一墓地の價千金に至るものありて一種の不  
動産の如し

弘長元年今を去ること六百三十六年前龜山天皇の御宇支那宋  
景定二年に當り僧禪鑑といふ者あり漂流して那覇に来る何の  
國人たるを知らず英祖輔臣に命し精舎を浦添の西に構へ之れ  
に居らしむ極樂寺と號す之を佛寺の始めとし又墓の始めとす

○家

琉球王尚氏歴代の墓地は凡そ二十間四方入口に門盤あり石垣を  
以て二重に圍み高さ一丈餘厚さ六尺餘二重の唐門あり上は尙圓  
王以下の墓中間は洗骨壇其次は諸王妃の墓とす其兩側に「イカ  
ン」といふものあり後面は山洞の岩石に據り前面は漆喰塗にし  
て白色日光に映して壯觀人目を驚かすに足るべし

○家居

風多きを以て屋舎の周圍に石を疊みて垣となす屋宇低く柱礎  
大に樓閣極めて少し其室に入るや必ず坐す絶て椅子案等の設け  
なし娼家と雖も四圍石を疊み士商の家と異なることなし  
屋根は茅屋多し或は赤色の瓦を用ふ屋宇低しと雖も床高くして  
濕氣を避く椅子を用ひす疊を敷きて之に坐し戶外に履を脱す園  
庭に竹木小池を設く大抵礪石或は竹木を籬とし家の四面を圍み  
馬廐、豚柵、鶏時皆此内に在り  
家作園池支那風に模するものあり各家の門及び廳事の兩柱  
聯句を朱紙に書して之を貼す其句は同達三堯舜世、共樂三太平一  
の類あり  
上士の家屋は堅牢を主とし横木を用ひて構造するを以て數百年  
を経るとも朽壞せず  
首里那覇兩都府の居宅は 首里戸數四千九百五十五戸人口二万四千四百五十八  
人 那覇戸數五千九百五十五戸人口二万四千四百六十八  
人 七十中の八九までは瓦屋にて粗造なれども木葺を用ひ九瓦平瓦

とも二枚重ねにて十分は漆喰ひをなし屋敷の周囲は丈餘より七八尺内外の石塙を繞らし窓前芭蕉翻り將角蘇鐵箆へ搭樹門を掩ひ福木隣を界し門は徳惟日新福垂天保など書せる榜を掛け其外貌は唐書其儘といふ有様なれど内部は戸障子の締りを初め粗造ながら縁付の琉球疊を敷きて起居坐臥する有様は内地と異ならず

農民の住宅は粗木短柱の堀立柱にして四壁の代用に蘇鐵の枯葉と細竹を以て挟み合せ内部は竹簀子に筵敷て凡そ五間程もあれば一家屋を建築し得べしと云ふ農民の中間々富有の者あれば元來農民は瓦屋築造を嚴禁しあるが故に家に大小廣狭の差はあれ皆粗造の茅屋たるは過ぎず

### ○衣服

人民の衣服は木綿、麻布、蕉布、紬の四種に限れり唯王公士大夫の大禮服は黄緑の綢緞錦帶綾巾を用ふれども平常服に至りては矢張前の四種の反布を用ふるに過ぎず

女子は多くは紺地の飛白縞物を用ひ細き帯を締めて上に打掛を着るを一般の風習とす上流貴紳の妻女は冬は木綿夏は麻布よて皆五色の花模様ある形付を用ひ中等の士庶は打掛も荒き紺地の縞飛白を用へり

總て服は寛濶にして長し帯にて約す一袋を挿み烟具等を納む足袋草履等の製此方に異ならず

沖繩は冬といへども此方の夏の如くにして寒さを知らぬ土地なるゆゑ衣服に棉を入るといふ事なし

又予が此風俗を取調ふるに當りて山下重民氏子の爲めに沖繩衣服の制限といふものを送られたり因て左に載す

一 王子屹立規式の二層規式毎之時冬者綉子紗綾縮緬以下夏者京前

### 黄晒布を空色に細上布著用

一 按司三司官以下書院當迄屹立規式毎之時冬者紗綾縮緬以下夏者京前黄細上布著用

一 右外諸士冬棉布夏芭蕉布類依勤場屹立候節絹細子唐品にてなり 又は紗綾細京前黄細上布も著用

一 百姓冬は棉布夏は蕉布著用

### ○飲食

上下一般日常蒸芋を用ひ王家の如きも一日一度は亦蒸芋を用ふ其他は二度三度の食事に皆蕃薯を用ひ一ヶ月間數度米飯に豚汁を用ふるを中等の暮し方とす其他概して島人の好めるものは豆腐なれども此方の豆腐よりは質堅く宛かも豆腐から固めたるが如し

老幼となく一般に豚肉を嗜み就中老豚の肉を饌備中の最とせり而るは明治十三年鍋島縣令の赴任するや其衛生上に妨害あるを以て那覇市街に豚を養ふことを禁したり

首里那覇の市上毎朝豚を屠ること各百餘頭牛は一二頭豚膏を以て野菜類を煮り以て朝夕の饌供に充つ食事は豚羊の類を參用するの外魚類菜蔬の調理を初め別に變りたることもなく味噌汁もあり二の膳もあり大平もあるなり

國頭地方の僻邑に至りては豆豉醬油を製せず海水を井水に加へ魚介蔬菜を煮て食す久米島は毎歲二回家々海水を儲へ時々之を煮て食鹽を製せり

酒に數種あり泡盛最も盛に行はる之を湯に和して飲む湯酌と名づく

酒を俗にキンボト稱して太平山より出るをグヒンシウ(大平酒といふ)紅酒(色朱の如くにして清し之を神前にさぐ)といひ八重山より出るを蜜林酒といひ上原刺より出るを粟酒といふ薩



女子は五六歳に至れば綿花苧帛を授けて女工を習はしめ十五六歳計りにて聘せられて嫁するを常とす  
 夫婦相愛し平民と雖も再嫁する者稀なり  
 婦人は専ら紡織に従事し會て文字を解する者なし  
 貴紳按司親方の妻女といへども紡織は女伴の職分日常の課業とせり

布帛諸品を賣買するは皆女子なり然れども古來女子は算法を知らず繩を結ひて符とちし數萬貫の錢といへども皆其法に據りて算了したりしが當今の女子は皆學校に入りて文字を解し算法を了し些の不便を感じることもなきに至れりと云ふ

國中の互市には女子のみ群集して有無を通ず男子はわづからず故に諸物を負擔して至るものなし皆頭に草圍をしき其上に諸物を戴きて來るも此方の八潮の女子の如し士の妻も共に出で、交易す手は尺許の布を持つものは士の妻ありといへり

婦女は街衢に相集りて日用の物品及び雞豚魚介を販賣し或は端布漆器を負擔して行商し微毫の利を得て家事を幹し夫をして花街に遊ばしむ若し夫をして遊廓に遊ばしむることも能はざるものは婦道を知らざるものとす故に夫の愛する所の娼妓家に至れば室内に延きて懇切に待遇するを善行となせり

凡そ人の妻となりては他人と逢ふことを許さず親友になりて始めて見ぬしむ然れども狼りに言語を通ずるもなしたとへは人を訪ふに主人外に出て家に在らざれば親友といへども戸内に入らずして還る是れ淫行の嫌疑を避くるか爲めあり

中士以上の女は常に閨房の内に居り親戚のものも妄りに人に面せず、途上之は逢へば傘を以て面を掩ふて過ぐ會て鹿兒島官吏の在勤する者其宅に寓するも三年にして終に家中の婦女を見ざるに至りしとありしと云ふ

妻を娶るに結婚せざれば其面を見るも能はず婿の父母と雖も朝夕見ることを得ず歸寧展慕の際途中人に遇へば傘を張り面を掩ふて過ぐ  
 大家の女子は金銀の簪を用ゐる民家の婦女は玳瑁にて作りたるを挿なり外に首飾なく脂粉をも用ゐず髮の毛は極めて長く脊丈に餘るとなん歩行するには半襪を穿き木套を穿くもあり亦赤足にて歩むもあり

上流貴紳の妻女は身柄により金銀の簪を挿み或は竹製の橋子に恕し又は腰元數人に日傘を擁さしめて歩行するもあり士庶人の妻女は大抵草履を穿てり

官家の婦人出るときに笠或は蒙衣を戴き馬に騎るに兩足一鞭を共にし西洋婦人の騎馬の風あり  
 婦人は古へより飲酒を禁じ苦勸すれども杯を把らず娼妓に至りても亦然り

婦人は十六七歳に至れば手背に黥す大島徳之島喜界島も亦同じ和漢三才圖會に女人は墨を以て龍蛇の紋を黥にすと記せるは此事あるべし昔し尙益といへる國王女子の黥を止めんと欲し衆を集めて評議ありしに上古よりの習慣なれば今更前制を改められんも如何奇りと衆議一決しければ國王も爲方なく其儘にさしをさけるとたん

○農 民

山頭より海濱に至るまで開墾し耕耘栽培遺漏あることなし十數年前官制令を設けて毎戸に三四頭の羊豚を畜はしめ其糞汁を澆へ田圃の培養とす其數を缺く者は賸錢を出さしむ十數年前までは人民田圃を耕すに羊豚の糞汁を施すことを知らざるのみならず人糞などすべて海中へ棄るを常とせり然るも我が官吏の彼等に説て糞汁の耕作に缺くべからざるを教へてより彼等もへへ

沖繩縣那覇市街市場の圖





一と感じながらも始めは穢く思ひて少しづつ施せしに案外に作物の出来宜しきより常今は大に其利を喻りて海中に放棄するの愚を爲すと云ふ

農人善く馬を馳す各間切に馬埒ありて二三月間又は群馬を會集し之を驅馳して娛樂す之を馬寄と稱す此馬埒は獨り馬を調する爲のみに非ず各地多くは天水田あれば收穫に便ならず故に刈取りし稻を埒中に曝す且つ秋成の後各村の男女馬埒に集り一年中農務の勤惰作毛の多少を比較し甲乙を定む甲を得るものは賞を受け最下のもは罰を蒙る

農民の用ふる農具とは鐵鎌の外何一つなく米田にわれ麥圃よあれ蔗圃にわれ要する所は一挺の鐵のみなり又食事の時用ふるものは鍋の外何一つなく雜炊にわれ蒸芋にわれ豚汁にわれ要する所は亦唯だ一箇の鍋のみなりさて農民の金とる食とあるべき甘蔗は三年間は植付一挿の儘にて採収し得らるべく蕃薯は二年五取し得らるべしといふ蕃薯は沖繩人最上の食物にて強壯者は一日に五六斤を食するものあり縣官の地方巡回する時與夫等の隨行する者は皆蕃薯を網袋又は細籠に入れ瘦馬一二匹に脊負せて行けり農民は衣服や金の要する事は全く唯食物さへ充分なれば自ら以て足れりとかせり

農家は常に數頭の山羊を養ひ其踏草を以て田圃の肥料とし又疾病に罹りて數日愈へざる時屠者を招きて之を殺さしめ其肉を病者に食さしむるを最上の療養となせり

四時芭蕉葉に衣食するを上農とす中農以下は蕃薯を栽培するも常食に充るに足らず時々蘇鐵を蔬菜と雜炊して糧に換ふ貧富の別なく卑低なる茅廬に起臥し糞なく糞なく徒跣にして山林原野を歩行し間切村吏の外履履を踏むもの稀あり家々雞豚を畜養するも食するが爲に非ず悉く賣却して租税の代

納に充つ山原國頭人の諺に曰く大患に罹り不治の症に陥るも一たび粥を啜ることを得ば死すとも以て地下に瞑すべしと其平素の粗食知るべきなり

### ○醫師

醫師は古へは清に學び又薩摩に學べり清と薩とに學ぶ者にあらざれば治術を施すみとを禁せらる故に國醫に學びて私に療法を施すものは印籠を提げ藥籠を携ふことを得ず  
醫師は好みて劇劑を用ひて治療を施すの風習あり土人之れに安んじて他の藥方を願はず  
國頭地方の人民疾病には醫藥を用ふることを稀きり唯從來の施治者一村に二人あり病人に對しては主として小刀を以て身體を截傷し出血せしむるの舊慣なり今猶依然として行はる

### ○遊戯

那覇に大綱拳の遊戯あり各村の壯丁を東西二隊に編成し毎村長は四間餘の大竹に棕櫚繩を巻き禽鳥花卉を模造して竿頭に掲げ長さ一丈餘の綿布に詩聯村名等を書し又之を注て號とす名けて旗頭と云ふ村内の力士之を持ち徐々として先行す續きて壯丁數十人白布赤巾を抹額とし二行に列し鏡太鼓を鳴らして行く又續きて壯丁數十人棒を持ち二列に並行す其狀格も昔時舊諸藩に於て演習したる甲越流の練兵を觀るか如し隊勢を援くるか爲に時々空砲を發して噓聲を發す各村皆然り故に各隊通行の街衢は觀るもの群集し立錐の地なく喧鬧殊に甚たし預め茶場と時刻とを定め大綱一條に小綱數十條を附け場中に置く其時間に至り各隊相集るを待ちて東西より紙製の緋甲を穿ち金腰を持ちたる武者と上蓋衣を着し舞扇を擁したる美姬とを戸板に乗せ場中に

昇ひ出す美姫は静の姿容あるを以て武者は源廷尉なることを知る此套たるや或は我邦の故事を扮し或は清國の故事を演ず亦兩國の趣旨に出たるものなるべし武者と美姫退くを待ちて東西の各隊皆場に出て互ひに空砲を連發し鼓を打ち鏡を鳴らし吶喊數刻奮争して大綱を牽く東勝たんとすれば西勢を加へ西勢を加ふれば東益奮ふ其狀一條の蚯蚓に數百の走馬蟻集りて相争ふに異ありや敗者旗を卷き棒を曳て走る勝者旗を揚げ追撃の勢をなし場中に并躍す實に一場の奇觀なり

舊五月五日那覇港灣内に彩舟三隻を泛べ那覇各村久米村泊村龍舟の競渡あり各村は日本、久米村は清國、泊村は琉装を著し舟水夫三十四五人を載せ鏡を鳴らし鼓を打ちて水夫の勇を鼓し先を争ふて競渡す其山來を聞くに閩人の那覇に移住せしもの之を始むと或は南山の人南京に至り龍舟の江心に競渡するを見て大に喜び那覇に歸り江上の地を下し一城を築きて之に居る名けて豊見城と云ふ龍舟を造り其下に泛べ競渡せしに濫觴すと孰れか是あるを知らず

中頭地方は農牛を築めて闘はしめ島尻地方は兒童を會して棒踊りを爲さしむ閩牛棒踊りは皆鹿兒島より傳習せしと云ふ

邦俗乘馬を好み農夫も善く馬を馳す各間切に馬場あり周圍に松其他の雜樹を列植す枝柯鬱蒼として日光を漏さず景致も亦可なり會日を定め數間切の士民相集りて馳驅するを最上の娛樂とし遠近より行厨酒を携へ來り觀るもの多し

王宮にて歌舞を興行する時は五六丈四面の舞臺を造り四方に幕を張り樂人は紅衣綠衣を着し夫々の巾を戴き蛇の皮にて張たる三絃提琴笛小鑼鼓などを持て二行にならびゆるやかに樂譜を歌へば暫く有て階懸りの幔を褰げ舞人出るあり

小童四人朱き襪を履五色の長き衣を襟にし頭に黒皮にて作りたる笠より朱縷の付たるを戴き廻旋場に登り樂人の方へ向ひて座す樂工其笠をどり朱縷を笠の上へ捲つけてあたふれば童子らけ取て立上り足拍子を曲節に合せて舞ふ此を笠舞と名付く

小童四人金扇子に花を飾りたるを戴き朱縷を爲し五色の衣をいかに花やかに着爲し五色の花を付たる索の輪に爲たるを頂懸て場にどり其索を手に懸足拍子を踏て舞事笠舞の如しおれを號て花索舞といふ

小童三人頭に作り花を飾り錦の半臂を着し小き花籃を肩に懸て場に登り前の如く舞ふ笠舞と名づく

小童四人五色の衣を着して場に登り樂工の前に座すれば樂工鏡々へ小竹拍四片を授く童子取て立上り拍子を拍て舞ふれを拍舞といふ

武士六人白黒の縞紋の袖を大に仕立たる短き衣を着し金縷を額に結び白杖を突て場に登り擊合音を節に合せて舞ふ武舞と號す

小童二人五色の服を穿金の毬の四面に鈴をつけ朱き紐の長く付たるを持左右に立て舞ふから二疋の獅子を引て場に登り獅子を狂はせながら舞ふ獅子は種々の狂ひを爲し甚興ある曲あるよし之を毬舞といふ

小童三人さはやかに粧ひて場に登り樂人より一尺ばかりなる金様の桿を請取交撃て舞ふ此曲を桿舞といふ

小童四人手に三尺ばかりの竿より花の付たるを各一本宛たづさへて舞ふを竿舞といふ此外舞には扇曲にて舞ふ童子六人掌節曲にて舞ふといふ舞あり樂には

大平調 長生苑 花蘭香 天孫太平歌 桃花源  
楊香 壽尊翁

阿摩和利



獲佐九子孫鶴松龜千代親獲佐九子孫科三子孫、勝連ノ按司ヲ罪シヤチ、親上一門ヲ産子ニ探シ出サレ殺サレテ殘ル此二人ヲ國吉ノ比屋ガ情ケ故ノ母ノ懐ニ隱サニテ年月ヲ積テ十二ニヤア龜千代今日ヤ阿摩和利カ原遊ニテモ、此様母ニ知ラシヨウナ、テヨ、敵打ヤ



鶴松

出様未ル者ヤ屋良ノアマニチヤナ勝連、阿摩和利、天ノ雨風ニタニルトモ人ノ望ミ、又タイテニ、此、世界ノ習ヤ、ア、ニヤアヤ首里城亡シバ此ノ天下ヤ我自由ニテ遊テ浮世善シニカ道障リニシクル、獲佐九ノ按司首里城登テ色々ニイナチ思タ事今ヤ獲佐九殺チ産子刈リ捨テ棄出子刈捨テ肝障リナリ、道障リナイニ、好ル日エ撰テ増ル日エ撰テ

組躍鶴龜討之段

阿摩和利



家来



獲佐九子孫鶴松龜千代親獲佐九ヤ黒結子ニシテ  
 勝連ノ按司ニ罪ヲシヤクテ親ト一門ヤ産子ニ送リ探シ出  
 カレ殺サレテ殘ル此二人ヤ國吉ノ比屋ケ情ケ故ノ母ノ懐ニ  
 隠サテ年月ヲ積テ十二ノ三ヤア龜千代今日ヤ阿摩和利  
 カ原遊ニテモ、此様母ニ知ラシヨウナテヨ、敵打ツヤ

鶴松



龜千代



龜親ノ敵取候ニ危儀シ國ノ有ルシヤテヤ沙汰ト候ル中界  
 鶴松西ノ獲佐九ノ産子知タカ阿摩和利此ノ事イ所取打候  
 神龜朝タカシ殺テモ志トシテ親ノ敵カクテ打取今日ヤ  
 夢カヤエタ鶴松打取取ル今日、嬉シヤ、過シ父親  
 嬉シヤシヤラヤア龜千代刀ヤ鞘ニサノ躍ラ辰ヲウ  
 タウ、躍テ候、今日ノ誇シヤ、  
 何ニシヤナ醫藥ヲル花ノ露キヤト

出様来ル者ヤ屋良ノアミテヤナ勝連、阿摩和  
 利ア、天ノ雨風ヲタニルトモ人ノ望ミ定タイラニ、  
 此ノ世界ノ習ヤ、ア、ニヤアヤ首里城亡シバ此ノ天下  
 ヤ我自由シテ遊テ浮世暮シユカ道障リシユクル、  
 獲佐九ノ按司首里城登テ色々ニイナテ、思タ事今ヤ  
 獲佐九殺テ産子刈リ捨テ棄出子刈捨テ肝障  
 リナイラン道障リナイラン好ル日ニ撰テ増ル日ニ撰テ  
 首里軍スラニ那覇軍スラニ  
 今日明日今日明日  
 三日好ル日ヨコト増ル  
 日ヨコト野原出テ遊ハ願立  
 遊ハ供ノキヤ、

是等の外數曲あり此内桃花源楊香は明樂なり壽尊翁は清樂あり又神歌といふ物あり此方の式三番の如く國樂を奏する始に一老人の形は打拍場に登りて此曲を歌ふ此國混濁のはじめ世を御したる神靈天孫氏世々の國王位に登る毎に形を現して靈祐を示すすなはち迎神の歌を製してもつてこれを歌樂す後世にいたりて神しばし形を現せず故に神代より遺りたる唱歌を傳へて國王即位の時か格別の儀式ある時此曲を行ふ神歌を唱ふる間は管絃ともは聲を出さずとせん

○狂言

沖繩の組纏りに戲題鶴龜と名くる一劇あり鶴龜といへる兄弟の童、父の仇を復する一劇此方の曾我兄弟の敵討た勢流たり道は是れ尙泰久王時代中城按司護佐九漢名毛國鼎が宛死體討の一段にて其子孫繁昌延現に琉球の名門は向毛馬翁の四氏に歸し有祿世襲の華士族は大略其四系を出てす向氏は舊藩主家の支族にして按司家なり今尙二十八名あり亞きて毛氏を盛んなりとす就中毛氏の嫡流は現今沖繩縣鹿間八等出仕學見城盛綱其人にして毛國鼎十六世の孫なり本支宗族甚た榮を歷代中王勇法司とあるもの謬からず今一人は尙清王時代同輩諱言の爲めに自絶したる大島の與清大親(會長)なり此人は馬氏の始祖にして其子孫與那原良傑は舊藩三司官にして今は尙氏の家令たり此家亦先祖以來九代三司官に上りたる者あり小邦ながら九世三公とは一門の榮といふべし毛國鼎や與清大親や一つは琉球の國望にして其居城は要害堅固首里に亞ぐべき名城なり士馬精強全國當るものかかりし一つは琉球所屬一大島の會長にして其所存に依り自立するも難きにあらざりしなり然り而して二氏共に君臣の分名義のあるとあるを重んじ一矢一石を放たず從容死に就きしは古代人臣の龜鑑之に過くるものかかるべし天際空しからず兩家の子孫格別に

繁昌し大に名教の補ひとなれり

さて此狂言の始終を略記せんに昔し琉球國中城といへる所の按司毛國鼎といへる人忠勇にして國を治む其頃勝連の按司阿公といふ者若ふして郡馬といふ職になり國王の覺目出度かりしとき甚た奢侈を極めしが内心毛國鼎を忌けるにより辨舌に任せて國王に讒をかまへ毛國鼎叛逆の企ありと奏聞しければ國王且つ驚き且つ怒り一應の吟味にも及ばず輒ち阿公に軍兵を授け毛國鼎を攻討たしむ毛公無實の罪を歎くといへども阿公一闘も取らずはされば今は是を思ひ明らめ遂に自殺をすなしたりける毛公は二入の子あり兄を鶴といふ十三歳、弟を龜といふ十二歳、二子至て輪柵なり父毛公平日寶劍二口をもて之を樂を教へければ小腕ながら其業に於ては大人にも劣らぬ程にあり此折柄は母に従ひて山南の杵國吉といへる親戚の方に在りけるが父毛公阿公が讒言を因りて討手を引受け無念の死を遂げたと聞き天を仰ぎ地に伏して涕泣せしがやがて涙を拂ひて母に請ひけるは父上の最期は今更歎きて返らぬ儀あればわれ兄弟而體を見知られぬを幸ひに忍びよりにて阿公を討取り父の仇を復せんと存するなり願くは父上の秘藏ありし二口の寶劍を賜はらんと思ひ込みて願ふに母は憂ひも打忘れけなげにもぞうしつる兄弟かかないで望みの如く二口の劍を與ふべしとて取出して分ち與ふ兄弟いさみて暇を乞ひ父の紀念の寶劍を帯しつ、身をやつして勝連に至り父の仇をすねらひける所阿公は日頃心憎かりし毛公を失ひければ今は誰にも憚からず春の野面を詠めんと從者を引連出でけるを兄弟早くも聞出し寶劍を懐し透問もあらばと伺ひける阿公は二人の小童を毛公が子とは夢にも知らずさてしほらしき小冠者かな是れへ参りて酌いたせと膝元へ招寄せ兄弟が容貌の麗はしきに心亂れ數獻の酒を傾けしが醉興の

あまり着せし所の衣を脱ぎ兄弟に分ち與へ猶も足らずや思ひけん佩ひたる劍を解きて鶴に與へければ鶴今は好き時なりと弟に目くばせし其劍を抜き見せずツ寄りて阿公に組付き我々を誰とか思ふ汝か讒言に因りて自殺なしたる毛國鼎が二人の子なり父の恨思ひ知れど柄も通れ奉も通れと刺通されアツといふて立上るを返す刀に首打落せば酔潰れたる従者ども此体を見て肝を消し上を下へと狼狽す二人の童子は透間もなく四方八面を切て廻り悉く切殺し本望を遂げたるを一駒とす

又此他は鍾鹿といふ狂言あり是れは此方の諸曲の道成寺に似たり中城の姑馬村といふ所の農家に陶姓といふ者あり一子を松壽と名づく齡まさに十五歳誠に端麗の美少年あり此國の都首里に師ありて常に往きて業を受けり一日浦添の山徑に還りける時日暮に及びて路を失ひとさなからうさまに踏迷ふ程に次第に昏黒になりて物のあいろも分たずありぬ因りて小竹を折りて杖とせし其所より所よとたどりしがほのかに火影の見へければ松壽といふ嬉しくて火影を便りに路を取り辛ふじて其家に至り一夜の宿りを求めける此家の主は獵人よ一人の娘を持てり山家には生立とも天佳の嬌態あやしきまよあでやかなり年僅かに十六歳此夜父は獵に出で只一人留守居してありけるか門に人のをとなひして知らぬ山路にさまよひたる者にて侍り人情けは御宿たまはりたしといふ跡聲もかきくれたり娘いたはしく思ひければ折節父の留守といひ心一ツに定めかねしかせたいはけきき人といひ殊更供したる人もなければさまよひて父のどがめもあらじと門の戸開きて庵にともなひ彼是いたはりもてあせしが松壽が姿のいづくしき心にときめき事に觸れて挑みけれども松壽もとより物堅き生れまていさゝかもうけひかす睡りもやらす座し居たり娘思ひにせまりてやひし〜と抱き付けば松壽驚き衣を振

ふて起上る娘今は恨のあまり難面人は生しは置かじ同じ冥途へともなはんと獵具を取りて飛掛る松壽は魂九天に飛ひ夢路をたどる心地して足を空に逃出すを何國までも追來る其早きこと飛鳥の如し松壽やう〜逃延びて此山の曲にある萬壽寺といふ寺に驅入りしか〜の由を物語れば住持の普徳といふ僧は行徳いみじく才覺ある僧なりければ乃ち松壽を鐘樓へともなひ大鐘の内に伏せしめ三人の徒弟をして其傍近を看守しむとばかりりて彼娘姿あらはにしたひ來り三人の僧に問ふ何れも知らざる体にもてあし戯れ舞りて歸らしめんとす娘は松壽を求め得ず狂氣の如く泣叫び猶も行術を尋ねんと門外へ驅出れば僧其心易しと伴の鐘を退んとす其物音山彦に響きければ女早も胸震り髪振亂し形相變り戀しき人は此鐘の内にこそありたるおれと鐘の内へせ入りける住僧驚き諸僧と俱に鐘を繞りておれを唐る行法の験にや鐘はおのれと鐘樓へ上り女は鬼女の相を現はし又を以て鐘の内より倒まにあらはれ出で諸僧を目掛けて打擲する僧共少しもひるまばこそ動かす去らず祈りければ一天俄かまかき曇り震動雷電すさまじく女は其儘惡魔となり松壽を掴んで走り出るこれまた一駒の狂言なり

前の二事は皆琉球國中にて有りし古事ありと云ふ此外は皆唐土の歌舞伎狂言を興行するとなり又此方の猿蓑をも信へ舞獅子なども興行す義大夫節を甚だ好み蕉刈おの節事を能く覺て語るとなり

○沖繩歌

徂徠先生の琉球聘使記に云三線歌琉曲也云々其歌に云く  
けうの音はこらしやや春なほはれかな花なれ有たてろ 形色のつぼであるはなの香みある つゆややたごとしとあり

同書に又諸歌を載せて云く

世の中の習ひ、いつもかこざりめ、殘る人ないさめまぢのぐ

此等の歌は現今も猶誦ふや否やは知らずさて和琉入交りの宴會を開くとき杯盤の位置獻酬別に變りたるおもなし酒酣に興湧けば鼓を拍ちて誦ふ其歌に云ふ

旅の出立觀音堂、千手觀音伏し拜み、黄金酌取て立別る」補に降る露打ち拂ひ、大道松原歩み行く、弓矢八幡崇元寺」新榮地高橋打ち涉ら、袖を連ねて諸人の、往くも還るも中の橋」沖の寺まで親子兄弟連れて別ゆる旅衣、袖と袖との露涙」舟の鏡映く〜と舟子勇めて真帆引けば、風やまともにも午未」復回り逢ふ御縁とて、招く扇や三重執、デヤンは岬も後に見て、伊平屋渡立つ浪打ち過ぎて道の島々見渡せば七島渡中や難安く」立つる煙りは硫黄ヶ島、佐多の岬に走並で、エイ〜彼れに見ゆるは、御海門富士に見遠く櫻島」ラントン〜

と和人唱へて琉人和す又

借ても目出度や新玉の、春は心も若か反て、四方の山邊の花盛り一長閑なる世の春を告げ來る谷の鶯ハ〜

夏は岩間を傳へ來て、瀟瀟麓に立ち寄れば、熱さ忘れて面白や」風も涼しく袖に通ひて夏も餘所なるハ〜

秋は尾花が打招く、園の籬に咲く菊の、花の色々珍しや」錦沙羅紗と思ふばかりの秋の野原や千草色めくハ〜

冬は波の音添ひて、軒端の梅の咲花は、色香も深く見てわかぬ」花か雪かと争て見分けん雪の降る枝に咲くや此花ハ〜

琉人歌ふて和人舞ふ琉和は一家の兄弟あり其歡樂の情以て想ふべし

山崎美成の世事百談に云琉球よはいまも専三味線を翫ぶよしなり京師堀川ある南溪といふ人て明のはじめ薩摩國にあそびしころ琉球の喜屋筑登之顔鶴基字は延徳といふもの三味線を翫ぶ當間筑登之緒達道字は隆嘉といふもの小歌を唄ふをさける時の筆記とある人の見せけるは

きよのはこらじやや。おれがなたてろ。つぼををるはあのかつゆけたごと

この歌は祝儀のうたにて始めをばりに唄ふよし高砂の語をうたふが如しといへりさて酒もりなれば二人にてうたふ小歌

あゝのへのうちに。つぼみてつゆまらよ。うれしきくのはなやゆる

とさばなるまつのかはるもなき。さいつもすきはいるささる

うれしさよ。にはのたけのふし〜に。さみながよつよのよひこめて

ひかしうらめたるん。わかつきのとりん。今としにをらすしらなあなや

つきやむかし。つきやすが。かはてゆゝやひとごゝろ

つきひかさなれば。としやよゝれども。なりなけるいそぐたびのそらよ

たびやはまやどり。くさまくらこゝろ。ねてもわすれんそかおそは

その弾くとさるの三味線はわが邦のものよりは三四寸も短く棹は紫檀黒檀にて皮は海蛇皮なり調子とさるに高く聲にも合せす弾くやうに見ゆ手はいたつて繁手ありなかく〜わが邦のごと

き妙手にはあらず云々どあれ此歌今も猶残れるや否や  
又此方の謠曲の様なるものありて節も殊にかはりたるものなり  
なり

### ○娼婦

娼婦は凡そ三所にて辻村五百人、渡地百人、中島同凡三といふ皆那  
新の内に在り辻村を上等、渡地を中等、中島を下等とす妓の性  
概ね直樸素、時々として善く怒り娼婦を知らず絶へて娼婦の  
態なし内地の商賈此に来る必ず娼婦を迎へ朝夕の事を委ね且つ  
商事を主とししむ歸國後娼婦其受託せられし物品を賣買するに  
貴賤賤信、善く受託を守る重來の日附托中の事を懇す出入明断  
毫も偽騙誤謬なし習俗自然にして特得に由るにあらず亦矯飾に  
出るにあらず

遊女は多く紅表を着て玳瑁の簪をさす銀を用ふることを許さず  
途に宵士に逢へば草鞋をぬぎて地に伏す民間の女は玳瑁の長簪  
を倒まにさす

明治廿六年一月一日那覇警察署調に據れば三ヶ所の貸座敷營業  
戸は六百三十五戸にて其内

娼妓 千三百七十一人  
藝妓 七十一人 内三十人は土人にて四十一人は他府縣人

右は鑑札を持ち正式の者とする其他密賣者は千三四百人もありと  
云ふ畢竟娼妓鑑札は年齢満十六歳に至らざれば許可せざるの制  
あるを以て密賣淫を爲すものは多くは十四五歳の小女ありとい  
ふ  
斯の如き多數の貸座敷なるに新たに一遊を試みんと欲するも得  
へからず何とされは舊來の顧客の外は決して登樓を許さず若し  
強て遊はんとすれば先づ舊來の顧客に紹介を頼み姓名宿所を貸  
座敷に通ず先づ貸座敷主人は密に人を以て其宿所より其爲す所

及び族姓姓名年齢に至るまで詳細に之を取調べ然る後新客某何  
日何時に参る様紹介し顧客に對して返答し此承諾紹介なければ  
何程の財産あるも容易に樓に登ることを得ず又娼妓も他府縣の  
娼妓と異なり人に接するに情を賣り娼婦を呈するの意なく假令途  
上にて舊好の男子に遇ふも敢て一言を交へず知らざるをねして  
通過す恰かも他府縣の妾の如きものあり

又娼妓は三四人或は六七人の常客を有し日割を以て快楽を賣り  
其他は安りに新客に接するを好まず娼妓は身親ら酒肴を調理し  
手輕親切を旨とし敢て他府縣の娼妓の如く顧客を頼めて浪費を  
爲さしむることを爲さず又顧客は娼妓の地位により上等一ヶ月  
六七圓、下等一ヶ月二三圓位を月給の如くに與ふるを例とする  
なり

沖繩縣四十餘萬の人民中男子の丁壯六分は皆梅毒に罹れり故に  
沖繩地方の湯屋に至れば四作に瘡毒の痕跡あるもの十中七八  
に居る蓋し其根原は三千餘人の娼妓ありて梅毒検査法あるもの  
少し是れ其毒の闊縣に漫延する所以なり然れども今娼妓は對  
して梅毒検査法を實施せば一時六分通りの娼妓は鑑札を返納し  
て廢業せざるを得ず是れを以て今日まで之を實行するに至らず  
と云ふ

娼妓は家業柄内地人に接するの多きを以て自然風儀も移り易く  
時々入湯白粉を塗り香水を施し表付の駒下駄天鵝絨の鼻緒ある  
露肌を穿つものあり之を大和デイトいふ又其の黒髪に潤るが如  
き水油を塗り螺旋髪支那人倭髪を練々と結ひ顔の左右に掃曳し色黒  
く肉太く油付き手丈夫なる者を呼びて尾顔といふ沖繩人此  
尾顔を好み上は王公より下は士庶に至るまで皆この尾顔遊びを  
爲すといふ  
女郎の上品なるをうにこんといふ、うにぶんの次をびくらばら、

又其次をばるさめ、最下等のものをぶくべるといふよくべるは  
此方のよたかなせいふものと同じ男子は遊びに行くに皆衣冠を  
正して赴く事ありと琉球眞傳記にも見ゆなり

藝妓の蛇皮線を弾きて唄ふ拍子甚た面白しとぞ今琉球眞傳記  
によりて其歌の二三を記すれば

○ちごのものにたつたればばびうのやうなつ虫がどたまのぢ  
よけんをちよいとばねホンダエ

ばびうは牛の子なり○つむしは蜂なり○ごたまはあたまなり○ちよけんはま  
げゆひなり○ちごのものはわらわら男の門をいふなり

○ふづくのべくにもものどへばびうのそとにふんでんたさりも  
よしぎやアめつたにおごごやくホンダエ

ふづくのべくは神の社のあたりなり○びうのうさいは人にしのんでいふ  
事なり○ふんでんたさはしおびあふこ○おごごは散米にて神前に米をまくこ  
さなり

○しろばりがさわぐのにあかきんぼうにへろまつたういがねば  
ふでひろされやホンダエ

しろばりに雪の事○さわぐはふぬなり○あかきんぼうは紅酒にてあかき酒なり  
太平山にて作る○へろまるとはえふたさいふこ○ういがねばこはわしはわしは  
ころさいは事なり

右等にて唄の終りにはいづれにもほんだえとばはやすなり行  
歌にて折々文句の變りたるもの流行するほどあれども節拍子は  
多く似寄りたるものなりとぞ

### ○雜部

#### ○豆腐賣り

沖繩人は概して豆腐を好み市中の涼風吹く處又は緑陰濃かなる  
處には必ず部隨なる婦女の豆腐を賣する者あり夏期は空模様  
に固りて一錢の豆腐の直ち五厘に下落する如き一日數度相場  
の高下あり是れ豆腐の雨濕に侵されて腐敗するか爲めありと云

ふ

#### ○豚賣り

幼豚を市上に賣買するも亦婦女の業にて彼等は蕉布の織襪を以  
て僅かに其身を掩ひ二三匹の小豚を繩からげとかし市上に載せ  
て賣歩るけり糞尿流れ落ちて衣袂を穢すおどめるも彼等は聊か  
も穢しとせず流汗と共に拭ひ去りて平氣の有様なり

#### ○沖繩琴

彼地の人酒宴の席なきにて拳をうつとこも事あり手を出すさ  
は此方の風と同じけれども辭はいたく違へり

一 一うんべい 二 一うんべい 三 一うんべい 四 一うんべい 五 一うんべい  
六 一うんべい 七 一うんべい 八 一うんべい 九 一うんべい 十 一うんべい

#### ○豚の肥肝を計る

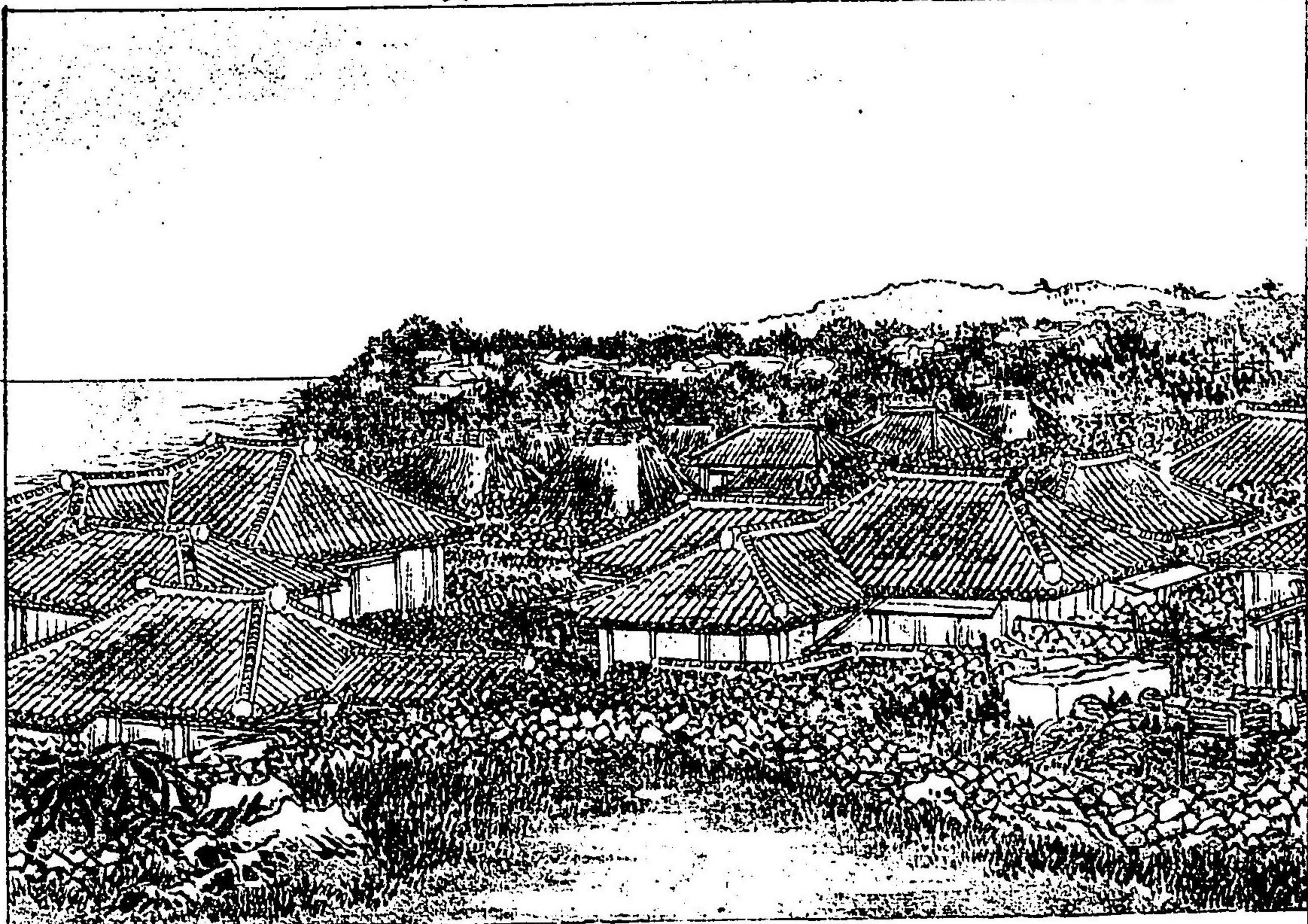
沖繩人は殊に豚肉を嗜み豚の肥肝を計るに二種の手段を用へり  
一は筆丸と卵巣とを去りて交接の念を絶たしめ一は胴中に置き  
人糞と澱粉質のものを與へて肥大せしむるなり那覇市街には  
之を業とする者あり回尾を縛して仰臥せしめ小刀を以て肋骨下  
卵巢の外部凡そ二寸許を縦切又は横切し創口の周邊を壓し卵巢  
を出して切斷す創口には木灰を塗抹し置くのみにて直ちに癒合  
す其手術を施すこと巧にして且つ速かなる眞人をして驚かし  
むるものあり

#### ○猪獵り

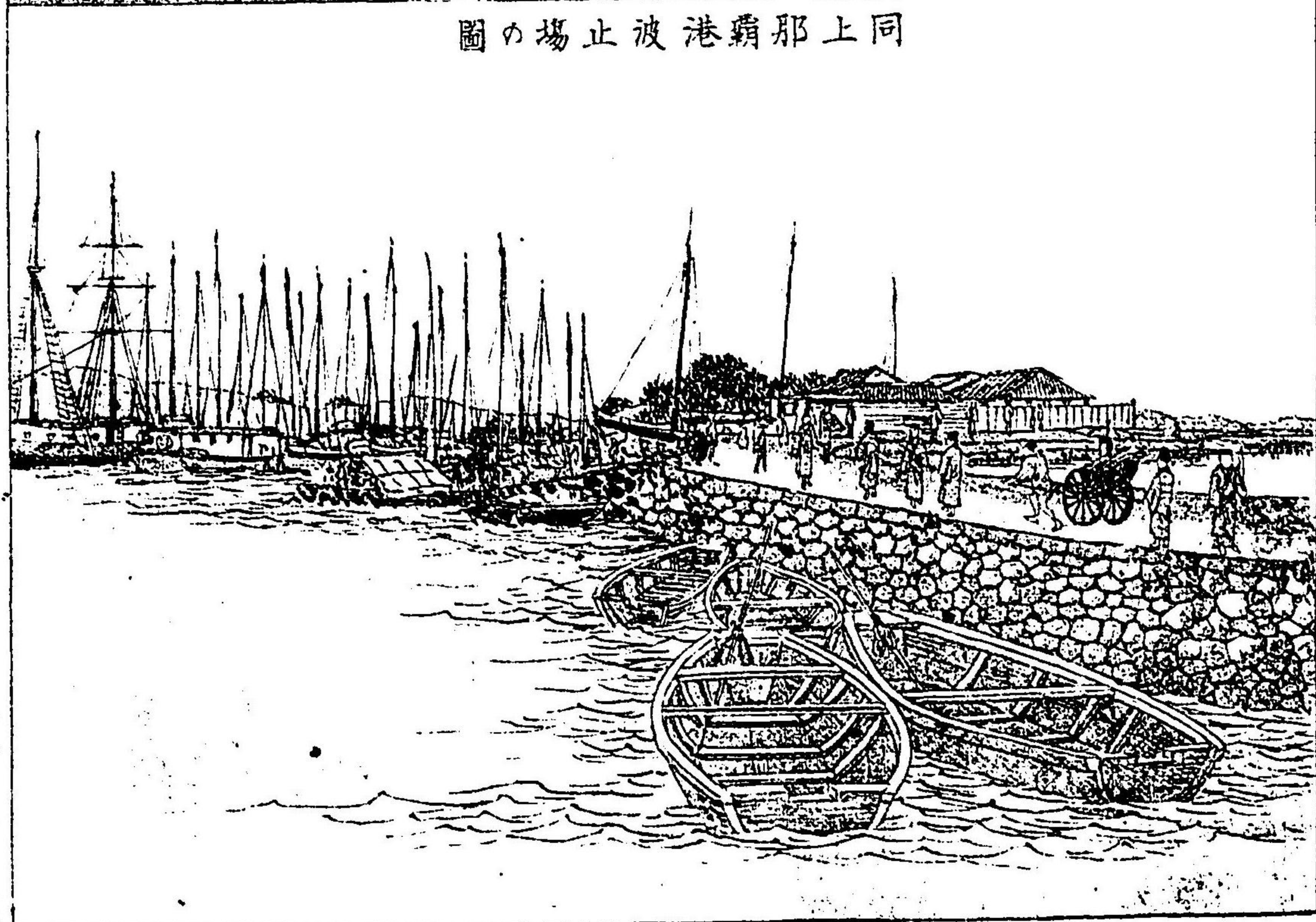
阿頭八重山の山中は野猪多く夜々田圃に出で作物を害す然れ  
ども此邊は數里の山野は猪柴を繞らして之を防ぐのみ間々獵  
人あるも之を銃殺するおどを知らずたゞ田犬を喚びて猪蹊の側  
らに伏さしめ其突進し來るとき手槍を擧げて一撃す然れども時  
として豪猪に害せられて死するもの往々之れありと云ふ

○宮古以南は蛇を殺さず

地球那市居民住宅の圖



同那市港波止場の圖



毒虫に飯匙蛇と稱するものあり蛇の類にして大なるものは登間は林叢中の巖穴及び石垣の内を蟄伏し夜間は庭前途上海濱などに出て餌を求め人々遇へば必ず整す年々其毒の爲めは斃るもの或は廢人となるもの多しと云ふ獨り宮古以南の諸島に産するものは人を害せず故に島民之を愛して殺すことを欲せず他方より寄留するもの捕へて殺さんとするを見れば驚て曰く之を合飯匙蛇は福神の眷族あり若し之を殺せば其福祿盡くと蛇も亦人を整すの意あり

○永良部鰻

永良部鰻と稱するものあり永良部島の近海に多く産するを以て此名あり然れども通常の鰻の類にあらす首小にして腹太く尾尖らず細鱗にして斑文あり形飯匙蛇に同じ人に獲られて頻りに舌を出す土人喜ひて之を食す味ひ美にして氣力を増すと云ふ其大なるものは其價一尾五六十錢のものあり故に富有の者にあらざれば食すること能はず之を乾燥して市に鬻く者あり其色漆黒にして烏木製の杖に似たり

○ユウナ樹

植物中にユウナと稱するものあり花美ならざるも葉柔かにして方あり土人宅地に栽培し其葉を採りて紙或は代用せり

○庭園の花弁

沖繩の盆栽及び庭園に種ふる花弁は建蘭、漳蘭、金粟粟、名子蘭、西表蘭、吉祥蘭、夏菊、秋菊、麥門冬、白及、釵子股、萬年青、紫オモト、夜來香、芍薬、深蕪、寒牡丹、滿園春、紫陽花、蜀葵、荷葉花、卷丹、山丹、紫菀、烏扇、午時花、鬱金香、脚線、望江南、千日紅、斷腸花、鳳仙花、洗手花、鼠尾艸、胡枝花水仙等なり又那覇泉崎村の花戸蘇鐵を盆栽にして鬻く高さ二尺に盈たずして枝柯旁午、一盆の價金三四十圓に至るものありと云ふ

ありと云ふ

○飲料水

沖繩諸島は多く天水を以て飲料に供せり今那覇市街に雨水を取るの概況を記さん瓦管或は管の如何にかはらず家屋の簷下周囲に太き竹の桶を懸け雨水を一所に集め下に茶壺の如き大壺を据置き雨水下りて之れに充實すれば更なる他の空壺へ換へ満水の器は蓋して貯藏す炎天の候一週日を経過すれば多くの子虫を生し數十日を経過すれば消滅底に沈みて再び清水となる如斯して貯へ百年以上を経過せしもの少しとせす而して此貯水器は富める家に多く貧乏家に寡し故に貯水器の多少を以て其家の貧富を卜するに足ると云ふ

○途上の禮

老幼男女を問はず途上相遇ふときは必ず冠を取り地上に跪きて合掌禮拜するよし猶他府縣の老嫗神佛に向ひて冥福を祈るか如し

○癩病患者

癩病者あるときは古來の習慣にて戸籍帳より取除き傳染の患ありとして村外に驅逐し絶壁の間人跡を絶つ所に一戸二戸の矮陋なる小屋を作り土向干草を敷きて此に居らしむ其臭氣紛々として近づくべからず蓋し沖繩は各戸に豚を養ひ人糞を食料に充つるを以て其豚を食するより傳染するの恐れありとせり

○地方船

地方船に二種あり一を山原船即ち沖繩支那貢船には必ず是を用ふ一を慶良間形と云ふや日本形船に似たり且つ積荷も多くして堅固なり

○關羽の畫像

沖繩島の北方に奥村といへるあり此邊は毎戸必ず關羽の畫像を

床の間に掲げり此習慣の由りて来る所を問へば支那乾隆年間の冊封使潘王及び重臣に諭して支那の如く關帝廟を那覇に立て又毎戸に其畫像を安置することを勧誘すべしと命せられ爾來斯の如しといふ

○佛壇

又同地方毎戸の佛壇は其家の貧富に應じ富める者は他府縣の庵寺様の構造なり其位牌あるものは法名或は佛名或は俗姓名を記して其傍ら必ず支那の年號を附することなり

○石敢當

全島各村社の行き當り必ず一小石碑を建て刻するに石敢當の三字を以てせり其他所々に「柳春蔭在此」「鎮西八郎爲朝御宿」など記せる小札を石垣の上に立てたるもの又は森茶壺墨と記せる小赤紙片を門扉に貼せるもの往々あり何れも同意なるべし

○故紙を焼く

全島の各村屋前或は四辻等必ず石の一堂様の物を安置す高さ二尺餘方尺五寸位中間に穴を穿つ神体を置くものに似たり村人若し故紙あれば携へ來りて其中に投じ焼く是れ蓋し文字を敬するの意より出るなるべし故に敢て内地人の如く文字ある紙を以て汚穢を拭ふみと爲さす

○婦人の指輪

婦人は銀、洋銀、眞鍮等の指輪を用へり此習慣は之を結婚の時などに用ひ古代より既に此風ありしと云ふ

○手背の黥

沖繩婦人は貴賤の別なく十五六歳より必ず兩手に黥す其起因も唯往古よりの習慣にて年歴及び手黥の起因は詳かならざれども之れを結婚前に施行するを定規とせり或人曰く手黥の起因は詳かならず且つ先島の如きは時期と形とを異にすれども關縣

概して七歳前後に中指と無名指とに豆火の點を黥し出産前後に四五歳に至り手背に黥するを通例とす猶他府縣の鐵鑿に類する者か手背全部を黥せしものを琉俗戯れやアンマー(阿母サン)バアチー(叔母サン)と呼ぶ故に全部を黥するは概して結婚後生子を期となす

宮古島反布織坐の婦女も亦皆手に黥す然れども其黥は親ら其織る所の品文を以てす故に年長にして精巧の反布を多く織りたる者は腕頭より臂頭に至るまで黥せり蓋し此宮古島人の黥は限り精巧者の標目となしたるものにして他の沖繩群島の黥を爲すと其趣を異にせり

○書生を敬す

中學校や高等科の學校を卒業せるものあれば一村悉く之を敬し門前を通過するときは必ず下馬せり書生も亦自身帶人を以て任し居れり然れども其人に就きて後來の志望を叩けば村長か番所吏員若くは教員となるを最高の希望とせり

○水螺

水螺と稱する貝あり方言サ、貝といふ之を坐側(ざわ)に置けば火災を免るとて戸毎に之を藏するといふ

○尺度を用ゐず

沖繩人裁縫及び織布の寸を改むる何尺にかはらず曲尺鯨尺等一切無し、有るも決して之を用ゐず其裁縫には長さは左右の指に兩端を揃み左右に開きて四尺位即ち一尋といふ短きは手指の骨節を寸以下に代用す一端四十圓餘の禮服を新調するも皆此習慣を用ひて毫も誤謬なしと云ふ

○買物の争

五穀賣買市場に櫛を用ふるは敢て異なるべきも斗櫛を用ひず掌を櫛に當て指を以て盛る蓋し賣者より其櫛に多く入れざるを欲



するも買者は荷くも其多く入らんことを欲す故に授受の際互に紛擾を極め甚たしきは婦女互ひに毆打するに至る是れ買の常体なり又魚市は大小魚皆斤量を以て賣買す故に穀物商の如き紛擾少し唯鯉の賣買の其肉一寸一切を代價一錢とし而して中間の太さも一寸一錢末尾の細さも一寸一錢といふに至りては眞に兒戯に類するなり

○爲朝の按司の妹と通せし地  
沖繩三山の一ある山南城址は島尻地方高嶺間切大里村にあり其下に和武と唱ふる靈地に古木の鬱鬱たるあり土人の口碑に爲朝公大里按司の妹と始めて通するの所ありとて人民之を尊敬せり或人曰く永正八年尙眞王園比屋武藏に石垣石門を造るは舜天王の遺骨を埋めたる所なりと

○宗教  
昔しはノロクメと稱する者あり各村には拜所と唱へ神を祭る所ありて樹木鬱葱たりしが今時之を亂伐せしより爾來無神教の有様となり舊時より淨土坊主の在勤われとも宗教には毫も盡力せず酒興逸樂に日を送り毫も土地人民に益する無し然るに近時天主教の外國人出張して熱心に布教に従事せるため信者四百餘名に及び漸次盛んに赴くの現況なり歎すべしに至りては

### 沖繩の風俗 坪川 辰雄

性質は概ね温順なるもの多し原因を尋ねれば今を距る數百年前のみと、かや同國の宰相某氏は一策の憲法を建て、曰く當國は小弱にして到底武力を以て維持すべき見込みなければ萬民總て柔順を旨とし他邦に逆は以て難しとするを要とし勉めて軟弱に導きしと云ふ故に今日に至りても或る地方の人民は十五六歳まで性質温順なるも壯年に及べば多く青樓花街に遊び全く其趣きを

變じ甚たしきに至りては其父自から息子を此に誘ふと云へり又一歳余の知人彼地にて豊飯の頃或る農家に立寄り蒸芋を乞ひけるに主人ども覺はしきが感愾を會釋してきて膳に堆き迄饗應し呉れぬ去るに隣み心ばかりにも鳥目少しとらするも容易に請取らば困じ果てたる末道理を盡して強て之を握らしめ逃ぐるが如く立ち去りぬと云へり之を見ても如何に其性質の質朴なるを證するに足らむか

### 居住

建家は多く南向きに作る圓中に在るが如く家の四隅は總て石を以て疊み其高き屋上を越へ隣家との境界を爲す家内は便所と云ふもの無く一間に一間四方位ある穴を穿ち男女に拘らず此中へ大小便をなす穴中には心す二三の豚ありて常に其糞の降り來るを待ちて之れを食ふ故に豚を畜はざる家は殆んど無しと又男子にても婦女にても往來にて便を催したるときは如何なる場所をも顧みず路傍の溝内に跨がり立ち立るに便す偶々人之を視ふも敢て憚るを以て其不潔極まるを知るべし然りと雖も道路は豫想外に清潔にして小砂利を以て一面に敷詰めたるかの如く加ふるに熱帯に近ければ終歲雨量多く爲めに不淨なる物は日ならずして流れ去る故に歩行するものは概ね跣足にて靴下駄等履くもの種なりと云

### 衣食

上流社會にありては金銀類にて作りたる簪を挿し下流にては眞鍮等を用ひ小兒は其の簪も僅かに一本なるが成長するに隨ひ稍富貴なるものは十四五歳より貧困者は十七八歳頃よりして其簪二本を挿す尙ほ夏期上流の女兒は十七八歳まで涼球と云ふを挿しにして貫き頭に掛くるあり又下流の女は「サルマタ」を穿ち膝までの衣服を着る農商は多く帯と云ふものを用ひす衣服は腰

### しむるが爲なりと

### 出産

妊婦分娩の期に臨めば之れを仰臥せしめ數人の男女傍に圍繞してトウキ(キハレ)と云ふ(氣を強ふ)と呼びつゝ腹部を上方より下方に押付け産婦は苦痛に耐へやうでアキチヤメヨと云ひつゝ叫ぶ産の紐安々と解いて分娩已に終れば産婦を狭陰ある一室に導き四斗樽大の桶二三個を据へ上に疊を敷き之れに坐せしめ夏日炎熱堪へ難きの候と雖も四壁をはたし綿切り産婦の前後には被中爐に烈火を焚き看護人は手袋を穿ち之れを火よきん計かりなり斯の如くするものと晝夜絶えず初産は十日に亘るも再産は五六日にして止む又此際産婦の安眠せざる様隣室にて大鼓銅鑼三絃等を撞鳴らし底抜け騒ぎを爲す而して生兒は無慘にも小刀を以て身体數所を切傷し血液を出し紙にて之れを拭ふ其出血の多少に依り後來該兒の健全を卜すと聞くも忌まはしき話からずやされば母子共に疲勞衰弱甚だしく往々死に瀕するものありと云ふ

### 墳墓

沖繩に於て尤も著るしきは墳墓にして海岸の小丘あり一家必ず一個を有す孰れも石を石灰にて疊み士族は其廣さ八疊敷以上平人と雖ども六疊を設せす死亡人あるときは墓前なる扉を開き其中に死骸を入れ置き三年を経たる後體を拾ひ集め一瓶中へ時へ墓内なる一隅の棚上に納む若し不幸にして此三年間も他の死亡者ある時は圖中に示すが如く墓前なる廣場の傍らに些々やかなる穴を穿ち此内に三年間入れ置く之れを経過せば前述の如く墓内に納骨す此室内に入るときは臭氣耐へ難からむに之れを一婦人に問へは我が夫の骨を納むるに何の臭さあとかあらむと

の邊りにて横側に紐を結び置く食物は米、豆腐、豚、馬鈴薯を最とす豚を屠るには必ず海岸に至り神を祭り豚の四足及び口を繩にて縛り生きたる儘仰臥せしめ刀を擧げてグサと腹部に突き立て悲鳴一聲もがくを取てをさへつけて曳と一筆繩に切断し滴る血しはを絞りにて之れを桶中に入れ數時間の後漸く肉の固まるを見て方形に切り放ち之を市中に賣して其體は骨の儘熱湯中に投し刀を以て徐ろに擦れば織毛骨皮皆肉と離るると云ふ多く婦女の手業なり

### 職業

勞働する者は多く婦女にて男子は概ね勤勞せず故に日々婦は農業、商業、漁業等に出て勞力に對する相當の金錢を得るも夫は家に在りて家計を輔け婦歸宅後は近隣のを集ひ或は青樓に遊び或は旅亭居酒屋に飲む更に驚くべきは豚賣にして其嬰兒を頭上に載せ諸方を賣歩く途中にて豚は放尿し賣婦の顔面を汚すさ度々なるも更に意を介せず其儘片手を以て拭ひつゝ行く又物品を購ふに際し紙幣及び貨幣等與ふるも敢て望まざるかの如く孰れも穴ある錢を好む勘定は五厘を以て百文と爲し五錢を以て一貫文とす

### 結婚

婚姻のおとは本誌第七十五號に掲載しあれは悉しくも謂はず男女婚嫁のとき新郎新婦とも竹馬若くは大なる杵の頭へ手綱を結び附け春駒の如く打ち跨り醜さ容体を爲し市街を練り行き先方の家に至る斯く醜態をさらさしむるは畢竟他日の離婚の忌はしきを口にせざる防禦策なりと聞けりいざ床入と云ふ場合に際し媒酌人等一同密かに新郎を伴ひ青樓に寄り流連數日間に亘る此間花嫁は家に在りて種々の馳走を作り頭上に載せ日々青樓に運び新郎に送ると云ふ此は女子の尤も慎むべき嫉妬の念を斷た

自若として妻は答へぬ一心以て其親夫を慕ふの念厚きを知るべきなり貧民に至りては此墳墓を維持すること能はずして往々典物となすおとかり質舖は快く之を受け以て他に譲渡すと云ふ

妓樓

娼妓には随分美婦多くありと云ふ知らず名媛麗姫に從ふて春夢を貧るも與あるまじきおとさはあれ一夜内地人(内地人云ふ)此の仙郷に遊ばんと欲するも土地のもの誘導するにあらねば決して登樓を許さず其再三登樓して馴染重なるに及びては白馬に跨りて起くもの多しと云ふ又土地のものにして娼妓を買はざるものは耻辱の如くに思ひなして葬禮の時などは多數の女郎の見送るを以て名譽とせり

綱引

古來の習俗にして毎歲六月中好時期を撰び全村の少年輩集合して二手に分れ綱引を爲す豫め前夜に至れば松明を振り照らし銅鑼を打ち鳴らして少年を集む後れて来るものは綱を以て其尻を打ち懲戒す故に我先きと集合せり此時老人等も參集し子供よりしものを前軍となし北方より群りしものを後軍と爲す相方より棒先に綱を結び附け高く差上げ鯨波を作り練り行く後より少女等は太鼓を頭上に載せ叩きつゝ左の歌を唱へ躍り歩くこは味方の勝利を祈る爲と云ふ

後少年綱 作る夜や上て見る月曇て給り綱口に落穴掘りて後少年其後に落せ前の嫁爲後の綱引せ草履々々擇糞草履踏せ

兩軍向ひ合へば最初兩方の棒頭を戦はせ其疲れたるに及びて双方の先達者兩人出て手を以て戦ひ耳邊を突込み又は横面を打つ終る兩軍入り亂れ押し合ひ揉み合ひ之れより綱引を始む其の仕

方双方より綱を出し續き合す續目には丸木を差して快とすさて老人の合圖を待て引き始むるなり此内少女は大なる團扇を持ち來り少年の傍らにありて煽き立てつ勝負ある毎に双方とも快絶一番し眞に喜び舞ふ其様實に愛らしきものなり斯くて勝たる方は丸木を高く捧げつゝ引揚ぐ之れを探りたる方は翌年六月まで多漁あるの前兆なりと云ふ豊年には村中擧つて好日を撰び一般に米を炊き祖先を祭り親族に分配すと云ふ因に記す稍穂を落すには細き竹を纏にて二本結び其間へ稻を入れてこくと云へり

年中禮式

山下 重民

- 一 元日國王以下諸人天拜濟而國王江王子按司三司官親方以下諸人禮拜
- 一 同日國家安穩之爲官員等騎馬而神社佛閣參詣
- 一 但本文禮式之内此以後より相減
- 一 二日先王先妃の廟國王參拜王子按司三司官親方以下諸人同斷
- 一 七日三司官以下諸官於三城元一節句を祝ふ
- 一 同日禪家聖家之僧侶祝部年頭禮登城禮式有之
- 一 十一日國家安穩之爲聖家之僧侶祈禱
- 一 同日より十三日迄國家安穩之爲禪家之僧侶祈念
- 一 但此以後より人數減少而一日に成
- 一 十五日國王江諸人禮拜元日は同し
- 一 同日神社佛閣參詣元日に同し
- 一 但此以後より人數并禮式之内相減
- 一 下旬於三城元并諸名馬場諸人馬乘
- 一 國家安穩之爲神社佛閣嶽に國王參詣官員等茂自分向國王并國家之爲參詣當月中諸人も參詣多し
- 一 國王并國家之爲官員等一七人宛役所向嶽宮參詣俗に百人

七月中

- 一 十三日より十五日迄國廟を祭る諸人或は十六日迄家廟を祭る
- 一 但此節より一同十五日迄に成
- 一 十四日先王先妃の廟國王參拜王子按司三司官親方以下諸人同斷
- 一 八月中
- 一 上丁日孔子廟を祭る
- 一 上戊日國廟を祭る
- 一 秋分祭二月に同し
- 一 九月中
- 一 九日重陽之祝儀諸官登城禮式有之
- 一 一日を撰國家安穩之爲聖家之僧侶祈禱
- 一 神社佛閣嶽に國王諸人參詣正月に同し
- 一 普天間宮國王參詣諸人も同斷
- 一 一夏之作毛成熟之結願且麥稻之爲官員等一七人宛嶽宮參詣俗に百人

十月中

- 一 朔日更衣今日より三月迄給を著す
- 一 御國元より之御返翰頂戴付於三城元禮式有之
- 一 十一月中
- 一 冬至天拜并國王禮拜元日に同し
- 一 十二月中
- 一 八日より十日迄國家安穩之爲聖家中佛名祈禱
- 一 但此節より一日に成
- 一 廿七日歳暮之祝儀諸官登城禮式有之
- 一 廿八日右之祝儀禪家聖家之僧侶登城右全斷
- 一 除夜歳玉餅を製嘉例之盆を調て祝ふ

- 一 上丁日孔子廟を祭る
- 一 上戊日國廟を祭る
- 一 一日を撰國家安穩之爲禪家之僧侶三日祈念
- 一 但此以後より人數減少に而一日に成
- 一 一日を撰麥の穂祭る於三城元禮式有之
- 一 但禮式は此以後より廢す
- 一 一日を撰諸船海上安全之爲禪家聖家之僧侶祈禱
- 一 春分家廟を祭る
- 一 三月中
- 一 三日上巳之祝儀諸官登城禮式有之
- 一 麥之大祭として於三城元禮式有之
- 一 但此節より廢
- 一 清明之節上下墓を祭る
- 一 四月中
- 一 朔日更衣今日より九月迄帷子を著す
- 一 八日灌佛會
- 一 一日を撰農家畔之草を拂ひ豊年を賀す
- 一 五月中
- 一 四日那覇泊久米村爬龍舟三艘於三那覇津一號漕
- 一 同日於三鴻原一諸人馬乘
- 一 五日端午之祝儀諸官登城禮式有之
- 一 一日を撰稻の穂祭る於三城元禮式有之
- 一 御國元之書翰渡方右同斷
- 一 神社佛閣嶽々國王參詣正月に同し
- 一 國王并夏之作毛之爲官員等一七人宛嶽宮參詣俗に百人
- 一 六月中
- 一 稻之大祭として於三城元禮式有之



いくらか チャツサヤガ 高いあわ タカサツサ  
 少しまける イーヤシメレ 懸價をいふな カキテユナ  
 買はぬ コーラン お買ひあさひ コーメソール  
 まだ遠いか ナーヘントーサガヤー 見る ミチンレ  
 すぐ、そゝで、ナ、ウマヤイビーン 嗚呼美くしい チュラサノ  
 ひどく、暑い イッペーアツサノ お留守ですか メンソールニ  
 お忙しいでしやう イチナサイビーム、い、へ、アラン  
 お遊びあさひ アシビメソール 左様なら イチャビラ  
 餘り永々しければ沖繩島語はまづこゝらに止めて次に移らむ

●宮古島言語 同 人

宮古島は沖繩島の西南に當り那覇を距るまど百八十七海里にあ  
 り、周廻十八里、略三角形をなす、全島石灰岩より成りて一の  
 山岳有ることなしと雖ども亦怪巖巒疊昇降定まらず、人口四萬  
 いづれも碌々として其日を送るのみ、風俗頗る古雅を存す、又  
 平氏没落後此の島にも漂着せしものあるが如しと雖ども、其事  
 跡につきては大島の如く著しからず、今宮古島を世に紹介せん  
 とするに當り特に記すべきものなし、但、人頭税と細上布の産地  
 なるとは聊か世の耳目を刺戟するものあらん因に記す清人の所  
 謂太平山とは即ち此の島のことなり

宮古島語には沖繩島語と同じき者あり、茲には主として相異れ  
 るを掲げたれば其心して見給へかし (ズ)の如く片假字(ハ)を附した  
 るは音の幽微なるを分てるなり

阪	を	サカマ
岸	を	バナタ
土	を	ムタ
小道	を	イミムツ
地震	を	ナイ
男	を	ビキドム
子	を	フ
兄	を	アザ
伯父	を	ブザサ
姑	を	スタサ
妻	を	トズ
友	を	ドス
孤	を	オヤバギダ
漁夫	を	イムビト
鑄匠	を	ナベノコ
職者	を	ズーサ
職者	を	スピシヤ
跛者	を	ナイギヤ
頭	を	カナマズ
額	を	フタイ
舌	を	スダ
小便	を	ユスバズ
私第一人	を	パン
お前目下二用ムツバ	を	カマ
彼所	を	ウノ
誰	を	ト

海	を	イム
砂	を	ムナダ
堤	を	ムツ
女	を	ミドム
母	を	アンナ
姉	を	アンガ
伯母	を	ブバマ
童子	を	ヤラビ
妾	を	ズリトズ
寡	を	ミドムダツ
工	を	サヤフ
獵人	を	トズイラー
鍛冶工	を	カンヂヤ
駝背	を	クスブ
安誕者	を	ダカラモノ
兎唇	を	スバカカ
頰	を	カマツ
膝	を	ツグマ
頭	を	ノボイ
大便	を	フン
君二人	を	ウンジュ
彼れ第三	を	カイ
此の	を	クノ
彼の	を	カノ
何處	を	ムダ

何	を	ノ
墓	を	バカ
戸	を	ヤド
便所	を	フズ
壁	を	タクカビ
屋根	を	ウソズ
小刀	を	シーグ
金盞	を	カニタラ(ズ)
襪	を	サカギ(男)
蒲團	を	ウード
手拭	を	テサズ
針	を	ビズ
草鞋	を	フダム
鋏	を	フフツ
櫓	を	ズザク
鞭	を	ブツ
釘	を	フグ
油	を	アブフ
机	を	シクダイ
飯	を	ミス
米	を	マズ
朝飯	を	アサムヌ
晩飯	を	ビシズ
一つ	を	ビティツ
二十	を	バタツ
五百	を	イツモモツ
二人	を	フターズ
東	を	アカズ

南	を	パイ
朝	を	ストムライ
先刻	を	キサ
來年	を	ヤニ
耻	を	バズ
吝嗇	を	カカズ
食	を	ユクボ
婚禮	を	ササギ
喪	を	イミズ
白	を	スソ
青	を	アオー
灰色	を	バズイル
尾	を	ズ
距	を	キン
獸	を	イクムス
鼠	を	ユムス
蝙蝠	を	カトズ
鴛鴦	を	ガーナ
燕	を	マミマ
鶯	を	マシヤ
石龍子	を	ハガグザ
蝨	を	スサム
蝸牛	を	ムーナ
御免あさい	を	ユルシ、フィサマチ
如何ですか	を	ノーバシーガ
あるほど	を	アンシー
有難い	を	セディガフ
是で宜いか	を	クイシー、スムドスベームヤ

北	を	ニス
去年	を	ユサラビ
暫時	を	アターマ
自慢	を	マービズトラ
詐偽	を	ダラカ
滑稽	を	フギヤ
祝	を	ヨーズ
黒	を	フフ
緑	を	アオー
橙色	を	トナカイル
冠	を	カムギ
嘴	を	フツ
猫	を	マユ
山羊	を	ビンザ
雞	を	トズ
雀	を	バドズ
鳥	を	ガラサ
蛇	を	バダ
守宮	を	ヤーズミ
蚤	を	ヌム
卵	を	トナカ
お上りなさい	を	アガラマチ
何ですか	を	ノーガラヤ
面白い	を	ウムツシ
下ださい	を	フィサマチ

宜し スム、ドス 　　もう少し シニヤビーマ  
 お遊なさい アスパマチャイ 召しあがれ ウシヤガラマチ  
 お嫌ですか シキヤドヤラマイ  
 澤山たべました ウボー、タフホータム 差上ります ウシヤザ  
 又お出なさいマタ、ンミヤマチ 後に参りますアトカラヌーラデ  
 價何程 ノーヌフキ 何といふか ノーテーガアイカ  
 高いあわ タカムヌヤイ も少しあげろ シニヤビーマ、マキル  
 そんならいらぬ アンシーヤチカー 買はぬ カーン  
 物がよくない ムヌノドヤカナイ 下等だぞ ギグライヤイ  
 上等はないか ジョーゲライヤ、ニヤンナ  
 悪價をいふぞ カキイナ 持て歸れ ムチカイリ  
 何故 ノーヌフキ ぐずぐずいふな グニヤ〜テーアイナ  
 何處から イザカラ 何處へ イザンカへ  
 やかましい ンギヤマス 静にしる スズカンシー  
 馬鹿者め プリムス 急で往け イソギアイキ  
 除りひとい アラツサ 少し待て ビーマ、マチ  
 一寸来い アターマク 何時ですか イツガラヤイ  
 いやだ ンバ ぬ、熱い アア、アツムヌ  
 びつくりした ウドルキタン お暇ですか ウマド、ベーム  
 おるすですか バイデトサマタイ

○漫 録

●嘉永三年沖繩謝恩使の参府 山下重民

嘉永三年庚戌正月廿八日。大目付深谷遠江守。堀伊豆守。御目

付遠山半左衛門、本多隼之助助代三宅市右衛門に。琉球人参府の御用を命ぜらる。三月廿三日。松平島津宰相齊興。當秋琉球人を携へ参府あるへきより。金宣萬兩拜借を命ぜらる。十月七日。琉球人登城の時。出仕の輩。下乗らち供連の定め下馬所供回りの進退。及び登營の整衣服等の事。同十三日上野御宮参詣。御三家方老中若年寄同勤の刻。道筋營固のものを着服の事等。大目付御目付より達しあり。同十八日。揃刻限衣服の事を令せらる。同二十日。琉球人來る晦日江戸着のむね仰出さる。十一月十六日。松平齊興。使者召連。参府により上使をもて。米二千俵を賜ふ。同十九日巳上刻將軍大廣間に出坐。琉球王尙泰の使者玉川王子拜謁し。かの製封を謝し。方物を献す。

- 一 御太刀 一腰
  - 一 御馬代 銀五拾枚
  - 一 中央卓 二
  - 一 石人形 二鉢
  - 一 籠 飯 一對
  - 一 島芭蕉布 五拾反
  - 一 薄芭蕉布 五拾反
  - 一 太平布 百匹
  - 一 久米綿 百把
  - 一 泡盛酒 五壺
- 右尙泰献上
- 一 大官香 十把
  - 一 壽帶香 五箱
  - 一 島芭蕉布 拾五反
  - 一 練芭蕉布 拾反
  - 一 泡盛酒 二壺



右玉川王子献立  
同二十一日。已上刻。大廣間より出座。琉球人音楽畢て。玉川王子及び従者に暇たまはり。物を賜ふまど例の如し。

銀五百枚  
綿五百把

中山王に

銀二百枚  
時服十

玉川王子に

銀三百枚  
時服三宛

従者惣中え  
樂人に

同二十四日。老中松平忠優、琉球人參府の御用奉はりしにより。時服を賜ふ。十二月十日。大目付目付等にも賜物あり。四年二月廿六日。御勘定方にも白銀を賜ふ。五月五日琉球人參府歸國の道筋は八ヶ國武蔵相模伊豆駿河に。國役金納の事を道中奉行より。向々へ達せり。是れ亦恒例に仍るなり。是を徳川將軍執權時代沖繩人參府の最終とす。

### ●沖繩縣と八丈島

永井 養石

沖繩縣と八丈島は共に太平洋中の一孤島として兩島の距離は東西殆んど數百里を隔絶せり。隨て其風俗人情を異にするは自然の理なるへし其間就にも我邦往古の遺風を存する點あるを認むるは奇ありと云ふべし沖繩島の男子が頭髮を束ねて釵を挿むと八丈島の婦人が島田髷に結ふとは共に我往古結髮の風を存する者にあらずや而して其鬘は今日内地人の島田髷の如きものと其趣を異にし全く三百年前の我國に於ける島田髷として沖繩人の結髮も我維新前男子の結髮せる如き結束方のもよはあらで全く往古の風を存す是皆内地を隔絶して交通の利便なければ今日迄些細の變化なくして経過せしものと知るべし且八丈島中婦人の如

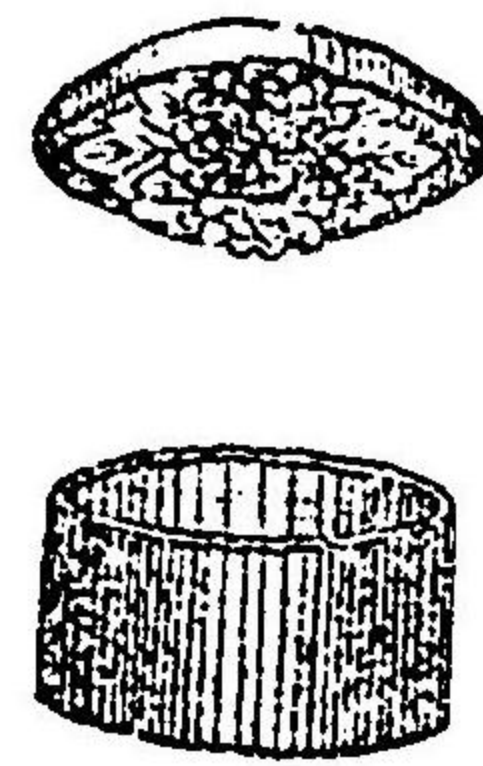
きは決して他に異なりたる髮を結ぶものなく幼は十二三歳より老年に至る迄島田髷を結び老幼一様なるは蓋し奇習と云ふべし而して婦人の用ゆる帯も内地の巾廣き物を用ひす内地も百五十年前は細帯なりし沖繩と同じく細帯にして其趣亦我古風を襲ふに似たり又言語の點に於ても八丈島は所謂大和詞を多く日常の語に用ひ沖繩人も亦然り而して沖繩人の婦人の名は臺所道具の名を取りて其稱呼となすが故にかまど或はなべ等の名前もの多く甚しきに至りては一家中二三人の同名のものあるに至る斯の如き家内は長幼に依り大小を名に冠して之を區別せり八丈島の婦人も亦女子の手仕事用の器名を以て其名となすものと多く故につひ又こや等の名島中殊に多し實に一種奇妙の名にして決して内地婦人の稱呼に似たるなし斯の如く符節を合すが如く我内地の古風を傳ふるは亦奇ならずや去れど維新以前は封建制度の下に在り殊に舟楫不便の島地なるを以て進化せざるは固より其當なるべきも今日汽船の便開けて内地の交通頻繁なるに従ひ風俗自然一統し其遺風も日を逐て其趾を絶つに至らん

### 美術帶止

身の修飾に意を注ぐは婦人美德の一にして、人の敬愛も自づと加はり、譽も幸も光る身の又の美術と謂ふべきなり。されば天の成せる麗質にても、その容儀に心を凝せば、玉もいよ／＼光を増し、花も一入の香り添へて、優にやさしき品格は誠に愛嬌の源なるべし。弊堂年來美術裝飾品に心を砕きて、昔な時様に適ひたる品のみなるが、爰に又た此たび新案の美術帶留、意匠を上品なる古代の模様に取りて、紐は縞珍の綾織、金具は黄金白銀又た青貝の精巧彫牡丹芍薬菊さくら、くさ／＼の四季の名花に、金剛石眞珠その外の寶玉を飾り、世に譽高き美術家が心を籠めし品なれば、おれを召させたまふ御婦人方は、實に錦の上に花を添へたる美くしき、一入優にやさしき容儀を揚げさせ給ふべしと願云。

定 ●金五圓以上 ●金五十圓以下  
餘は御好み次第御調製可仕候  
東京下谷池の端仲町廿九番地  
貴金屬商 玉寶堂  
美術袋物商 飯塚伊兵衛  
東京市神田區 龜甲珊瑚珠  
類小問物商 長岡商店  
(電話三百五十番)

### 美術金製指環



一個五圓以上  
定 餘は御好みに  
價 應じ可仕  
候

文明の風天が下に吹き渡りて、日々に開け行く今の世は男女に論なく家の外の業務に忙しく遊蕩の交際繁し、されば何れも他に後れず時様を競ふ雅男媚女のその中に交りて、輪けす劣らぬ容儀は、強ち奢侈の沙汰にはわらずして、誠や谷に玉なければ其水や美からずとの意なり、弊堂年來斯の道に心を注ぎて、時様の源とありたるが多き中に、爰に亦た新案の指環數種あり、意匠は都て大家の苦心に基き、技巧は皆な名匠の丹誠に成り、金質の純良はいふも更なり、寶石の精美は論するに及ばず、風韵の高雅なること世に類なし、謹で時様を晩れたまはぬ淑女紳士に告げ参らすと云爾。

追て御承知の通り金製諸品販賣の儀は幣堂年來の本業に候得者若し弊店販賣品御不用の節は何時にても申受候又御詔向の候節は目下御注文相嵩み居り候際故豫め御申入被下度併て奉賣  
東京下谷池の端 貴金屬商 玉寶堂  
仲町廿九番地 美術袋物商 飯塚伊兵衛  
東京市神田區 龜甲珊瑚珠  
須田町六番地 類小問物商 長岡商店  
(電話三百五十番)

### 宮内省御用香水

一瓶 價金七拾錢

天皇陛下  
第四回内國勸業博覽會に御臨幸遊はせらるる節忝くも當家出品素馨香御買上を蒙り爾來宮内省御用品と相稱へらる初め此香水を製造販賣せしは明治廿五年の在り其原料の純美にして香氣の清香なるは既世の知る所なり令や聲譽を九重の上達し芬芳を五雲の中に揚ぐ當家の面目本業の光榮何物か之に如んや因て益々精製して此洪恩に報え奉り併せて江湖の愛顧益々精製して此洪恩に報え奉りし御愛川諸君及販賣諸君に謹告す

### 白薔薇

一瓶 價金六拾錢

右二品は素馨香に次ぐ良品なれば同く御愛用を希ふ香水を愛て  
春秋のはおも何せむいつとなくそげはふかく香に匂ひつゝ  
守田氏精製の香水をよめる  
雲井まで高きかをりはわらはれて千世もかれせぬ花の下みす  
守田氏の精製せるその香水は  
九重の高きにも白ふらん雲井にいてしこの香をり水  
ます／＼に世に名高くも白ふらん雲井にいてしこの香をり水



製造本舗 寶丹本舗  
發賣本舗 櫻か本家  
關西元弘 守田藥店  
本品は全国各地有名藥店及小問物店に於て取次販賣仕候間最寄御購求を希ふ

東京下谷池之端 守田重兵衛  
仲町廿九番地 守田治兵衛  
東京市神田區 龜甲珊瑚珠 守田重兵衛  
大町五丁目 守田治兵衛  
大町五丁目 守田重兵衛  
大町五丁目 守田治兵衛  
大町五丁目 守田重兵衛



廣告

- 鼈甲櫛笄簪類
- 新形蒔畫物類
- 珊瑚珠簪玉根掛玉類
- 舶來本護謨櫛類
- 同護謨鼈甲
- 無地ばらふ
- 同櫛笄並簪類
- 鼈甲珊瑚珠問屋



新珊瑚わづまたを發賣本舖  
 東京市日本橋區橫山町二丁目六番地  
 上總屋 **江川金右衛門**  
 (電話千六百十九番)

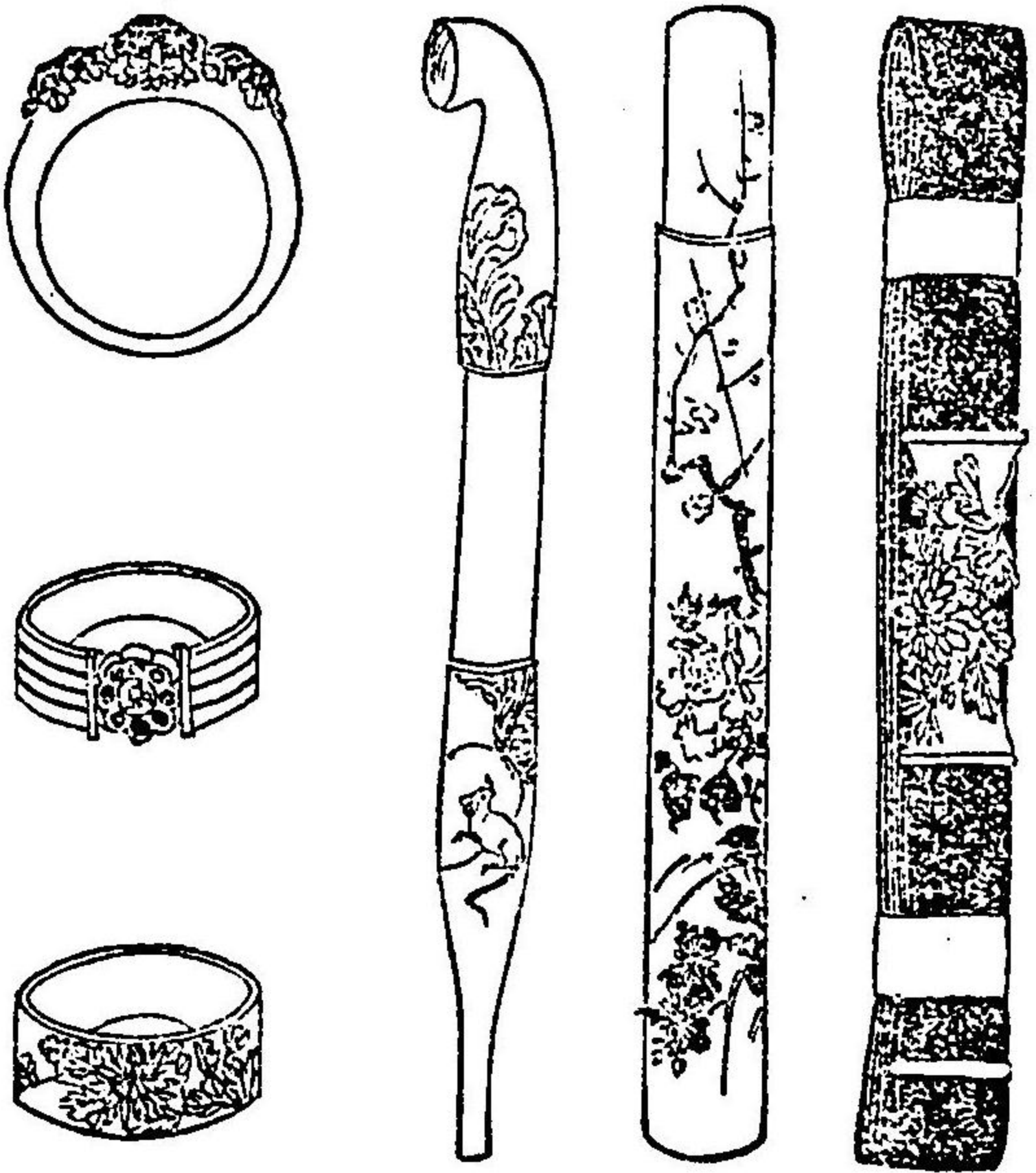
同町十四番地  
**小間物問屋同支店**

夏敷座とん大販賣

- 印刷局製草紙製
- 同花紋紙製
- 改良ゴム製
- 水牛インデン製
- ヘラ織井筒製
- 同紋織別製
- 北海道厚地製
- 大坂製革布團
- フンペラ製
- 別製銅判ゴム製
- 錦ゴザ製
- 同島物製
- 東毛セン製
- 岐阜製油團
- 改良サビゴム製
- 毛氈パンヤ入製

其外新製品種々出來仕候  
 右ハ例年之通卸小賣共一層勉強販賣仕候  
 問不相替御引立ヲ以テ多少ニ拘ハラヌ御  
 用向之程偏ニ奉希上候敬白

日本橋區新よし町大井戸角  
 日高屋爲三郎  
 電話四百七十一番  
**日高屋賣場**

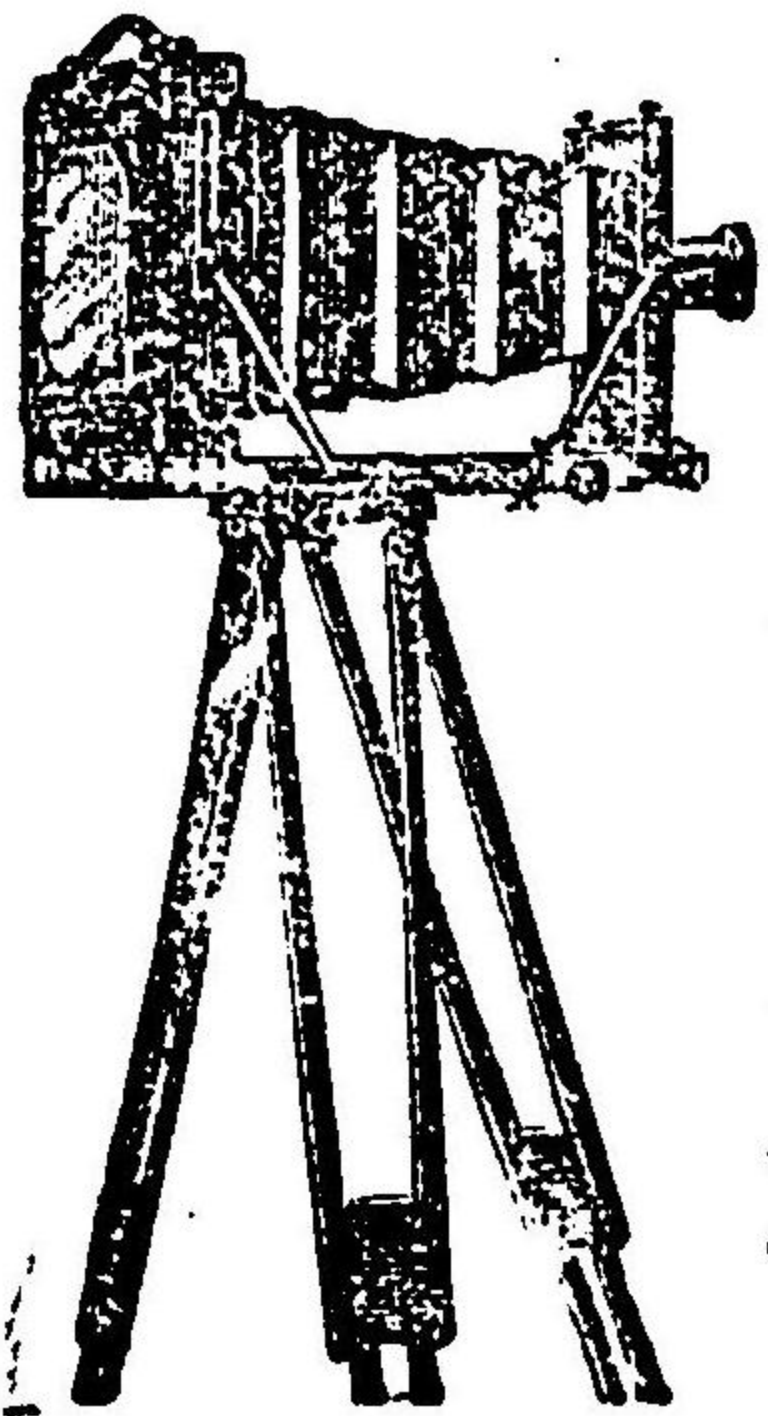


煙草入煙管烟管筒緒、金銀前  
 金具紙入銀貨入婦人用帶留寶  
 玉入指環金銀根掛簪類  
 專賣特許懷中香水吹

○爲替振込所ハ南傳馬町郵便局郵券代用ハ一割増○  
 東京市京橋區南傳馬町三丁目拾六番地  
 貴金屬細工 美術袋物商  
**丸屋商店**  
 金子直吉

會評品國全會二五

○素人方にて手易く寫し得る  
**輕便寫真器**  
 領受賞等壹



○東京寫真館より發賣せる「新形輕便寫真器」を使用せんと  
 するに、從來寫真の手續に、種種の難點のなき全自動の素人方  
 物に、美觀な寫真の手續に、種種の難點のなき全自動の素人方  
 寫真の味を、試み、試み、試み、試み、試み、試み、試み、試み、  
 行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、行、  
 事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、  
 拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、拾、  
 七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、七、  
 上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、上、  
 影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、影、  
 以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、  
 任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、任、  
 寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、寸、  
 郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、郵、

東京市日本橋區入形田所町十八番地  
**東京寫真館**

天下の名劑

こののよくでるくまきり 埃國維也納大學內科教授ノートナール氏原方



第一大聲を發せんとすれば先づ此藥を用ひべし必ず聲の疲るゝをなし呼吸器諸病其他... 服用し又音聲を發用せんとするは先づ此藥を服用すれば必ず美聲を發するは勿論音聲の疲...

宮内省の御用を賜りたる



暑中必用品 廣告 薄荷パイプ說明 薄荷パイプの効たる第一口中一切の病を除去肺病、鼻の病、痰咳、喘...

萬珠堂謹製

浮世繪編年史 全一冊 定價金五拾錢 新撰畫鑑 全二冊 定價金十拾錢 本朝畫工便覽 全一冊 定價金廿五錢

月耕漫畫

本書は畫伯尾形月耕子の漫畫にして縱横の筆能く千態万狀を撰寫し輕活飛動せんとするの勢あり凡そ繪畫の志ある者此を以て粉本と爲せば大に益する處あらむ其一二編は既刊し屬して好評世上に喧ひすし今また第三編を見る三編はよよりなに至る冀くは諸君の渴望を醫せんか請ふ愛賞の榮を玉はらんことを祈る

類聚婚禮式 大全

從來婚禮式を記せし書籍尠からざるも或は流派に偏し或は其當時の式のみ止り未だ其完全なるものあるを見ず此編は斯道の専門なる有住翁が多年辛苦して著述する所其式古今に涉り諸流を併せ凡そ婚姻に關する事は網羅置さず其是非を論斷して其主旨全く皇國の美風を傳ふるにあり且十數年來風俗畫報に従事せる山下重民君之を補正せられたれば恐くは此編に勝れる者あらず貴族紳士は勿論諸人に於ても必ず一本を秘藏せらるべき者なり伏て請ふ遍く愛讀の榮を賜はらむことを

西郷談

矢野君此書に序して曰此書は西洋諸國に於て最も婦幼に愛讀せられ最も人口に膾炙する童話御物語を集めたる者なり金殿玉樓より懸隔細極に至るまで何人とも其幼時に於て一たび此書を読み此物語を耳にせざるもの莫く比喩諧謔に至るまで多く之を引用す故に西人に交り西人の情に通せんと欲すれば先づ此等の物語を熟知せざる可らず況んや東西互に知識を交換し交通日に密なる時に於て我國の童話を豊富ならしむる必ずしも小補なきにあらざるをや而して此等の物語が西人の幼時より如何に教誨感化の力を有するかは讀者應に自ら之を知るへし直にして激せず温にして曲がらず正理を怪誕に寓し諷刺を諧謔に雜ゆ婦幼之を讀まば以て自ら戒しむるに足り士君子之を讀まば以て人を誨るに足らむと以て本書の性質如何を知るべし

●物語十二篇、は總て是れ奇絶妙絶快絶、人若し巻を繰れば逸興限りなく幾んど身の塵寰に在るを忘るゝの感あらむ●譯文は平易流暢、文字には委しく丁寧な振假名を附しあれば何人とも解し得ることなし●加ふるに當時青年畫家を以て有名なる山本松谷氏の筆に成れる日本畫數十葉を挿入したれば文章と相待ちて光采紙上に陸離たり●江湖の紳士貴女及び少年諸君請ふ一本を購ふて西洋神話の妙味如何を知り給はんことを今本書の目錄を舉ぐれば即ち左の如し

東陽堂支店

明治二十五年三月廿六日遞信省認可

明治廿二年二月十日初號發兌

## 豫 告

### ● 風俗畫報 臨時增刊 海嘯被害錄 ●

嗚呼凄たり慘たり世の情あり涙ある者誰れる酸鼻寒心せざるべき這回の海嘯や宮城縣を中心として其害の及ぶ處東奥沿海の地数十里に亘り岩手青森を経て北海道に達す原因は詳かならねど宮城縣牡鹿郡女川村の内鶯神の海中に於て大地震起り其響恰も巨炮彈の破裂をしろが如く海水爲に激騰しさてころ一大海嘯を教唆したるなれど天變地黃予與かたず一朝狂瀾怒濤の逆捲き來りて浦と云はず村と云はず固より之を避くるに暇なく爲めに果敢なくも生命を奪はれ或は負傷したるもの萬よして足らず億を以て算ふべし由來人間悲惨多し家屋の流失田園の荒廢は言はずもあれ幸ひに一命を助かりたるものと雖とも或は親を失ひ夫を失ひ妻子を失ひ或は兄弟離散して呼べども答へず嘆けども回らず甚たしきに至りては全村悉く洗ひ去られたるものさへあり悲惨も亦劇しかたずや弊堂爰に太田多稜石塚空翠の二氏を被害地に派遣したれば記事に繪畫に其實況を齎す日を以て風俗畫報を臨時増刊すべし

